

高校生等に対する 修学支援制度ガイドブック

令和 7 年 4 月

兵庫県教育委員会事務局 財務課

は じ め に

兵庫県及び県内各市町においては、経済的な理由により修学が困難な方に対して奨学資金の貸与などにより修学を奨励しております。

近年の経済的不況に起因する失業、倒産、災害等による経済的負担増など、さまざまな要因により高校生等のみなさんの修学に影響を与える状況があります。

このたび、高校生等のみなさんが安心して勉学に打ち込めるよう環境づくりを支援するため、本県及び県内各市町の「修学支援制度」をまとめたガイドブックを改正しました。

本ガイドブックがその支援の一助となれば幸いと考えております。

◇ 目 次 ◇

ページ

○ 兵庫県の各部局が所管する事業一覧……………	1
○ 兵庫県の各部局が所管する事業……………	6
○ 兵庫県内の各市町が所管する事業一覧……………	24
○ 兵庫県内の各市町が所管する事業……………	30

兵庫県の一部局が所管する事業一覧

1. 公立高校

名 称	貸与・支給の別	対象者	ページ
高等学校等就学支援金(授業料充当金) 【公立分】	支給(授業料との相殺)	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること (5)保護者等全員の市町民税の課税標準額×6%-市町民税の調整控除の額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること(※1)) ※1 失業・倒産等により家計が急変した場合は現在の収入状況に応じて別途判定	6
高校生等臨時支援金(授業料充当金) 【公立分】	支給(授業料との相殺)	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること (5)高等学校就学支援金制度が対象外であること	7
兵庫県立高等学校等専攻科修学支援金(授業料充当金)	支給(授業料との相殺)	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の高等学校等専攻科に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等専攻科を修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して24月(特別支援学校は36月)未満であること (5)保護者等全員の市町民税の課税標準額×6%-市町民税の調整控除の額が51,300円未満(年収目安:380万円未満程度)であること(※1)または、扶養される子が3人以上いる多子世帯(所得制限なし)であること (6)大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程(特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む)に通う者 ※1 失業・倒産等により家計が急変した場合は現在の収入状況に応じて別途判定	8
高等学校等学び直し支援金(授業料充当金) 【公立分】	支給(授業料との相殺又は還付)	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えていること (5)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者(所得要件による不認定や未申請は問わない) (6)高等学校等を退学したことがある者 (7)学び直し支援金の支給を通算して12月(定時制・通信制は24月)以上受けていない者	9

高等学校等授業料減免制度 【県立】	授業料納付の免除 又は減額	次のいずれかに該当する場合 (1) 児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している者 (2) 市町村民税の所得割の納税義務がある保護者等を含まない世帯に属している者 (3) 留学することを許可された者 (4) 定時制又は通信制課程に在籍する勤労生徒で、学費の負担が困難な者 (5) (1)から(4)に掲げる者のほか、経済的事情により、学費の負担が著しく困難となった者又はその子弟 (6) 就学支援金制度で定める支給限度月数を超過して在学する者であって、就学支援金制度で定める受給資格要件のうち支給限度月数及び所得要件を除いた要件を全て満たす者 (7) 通信制の課程に在籍し、就学支援金制度で定める受給資格要件のうち支給限度単位数及び所得要件を除いた要件を全て満たす者で、履修申込み時において、履修単位数が74単位未満で履修申込単位数が74単位を超過して履修申込みを行う者 (8) 前各号に掲げる者のほか、その他特別な理由により、教育長が特に必要と認める者	10
高校生等奨学給付金 (奨学のための給付金) 【国公立分】	支給	(1)(2)に該当し、かつ(3)(4)(5)のいずれかに該当する世帯の保護者等 (1) 高等学校等就学支援金又は高等学校等専攻科修学支援金(以下、両制度を合わせて「支援金」という。)制度の対象である国公立高校等(特別支援学校を除く)の生徒の保護者等であること。 (2) 保護者等が兵庫県内に住所を有していること。 (3) 保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。 (4) 年収270～380万円未満世帯、または扶養される子が3人以上いる多子世帯で年収380～600万円未満世帯であること。(専攻科のみ対象) (5) 家計急変による経済的理由から今年の年間収入見込額が、「保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円」に相当すると認められる世帯であること。専攻科の場合は(4)に相当すると認められる世帯も含む。(注) ただし、以下の場合は対象外とする。 ・平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在籍している場合 ・当年度7月1日現在、支援金の受給資格が無い場合 ・当年度7月1日現在、休学している場合 ・当年度7月2日以降に入学(編・転入学を含む。)した場合 ・保護者等が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合	11

2. 私立高校

名 称	貸与・支給の別	対象者	ページ
高等学校等就学支援金 【私立分】	支給(授業料との相殺又は還付)	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の私立高等学校等(※1)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること (5)保護者等全員の収入が下記の基準を満たすこと(※2) 市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること ※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校(本校)が所在する都道府県が実施 ※2 失業・倒産等により家計が急変した場合は現在の収入状況に応じて別途判定	12
高校生等臨時支援金 【私立分】	支給(授業料との相殺又は還付)	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の私立高等学校等(※1)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること (5)高等学校等就学支援金制度が対象外であること ※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校(本校)が所在する都道府県が実施	13
高等学校等学び直し支援金 【私立分】	支給(授業料との相殺又は還付)	次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の私立高等学校等(※1)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えていること (5)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者(所得要件による不認定や未申請は問わない) (6)高等学校等を退学したことがある者 (7)学び直し支援金の支給を通算して12月(定時制・通信制は24月)以上受けていない者 ※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校(本校)が所在する都道府県が実施 ※2 失業・倒産等により家計が急変した場合は現在の収入状況に応じて別途判定	14
私立高等学校等生徒授業料軽減補助	支給(授業料との相殺又は還付)	兵庫県及び近隣府県(大阪府・京都府・岡山県・鳥取県・奈良県・滋賀県・和歌山県・徳島県)に設置されている私立高等学校・中等教育学校の後期課程(いずれも通信課程を除く。)及び県内の専修学校・各種学校の高等課程に就学する生徒の保護者等で、10月1日現在、次の両方に該当する場合 ①保護者等(学校教育法第16条に定める子に対して親権を行うもの)が兵庫県在住であること。(生徒の居住地は、寮・下宿等により兵庫県外であっても差し支えありません。) ②保護者等全員の収入が下記の基準を満たすこと 市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること※ ※ 失業・倒産等により家計が急変した場合は現在の収入状況に応じて別途判定	15

高等学校等奨学給付金(奨学のための給付金) 【私立分】	支給	(1)(2)に該当し、かつ(3)(4)のいずれかに該当する世帯の保護者等 (1) 高等学校等就学支援金(以下、「支援金」という。)制度の対象である私立高校等(特別支援学校を除く)の生徒の保護者等であること。 (2) 保護者等が兵庫県内に住所を有していること。 (3) 保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。 (4) 家計急変による経済的理由から今年の年間収入見込額が、「保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円」に相当すると認められる世帯であること。 ただし、以下の場合は対象外とする。 ・平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在籍している場合 ・当年度7月1日現在、就学支援金の受給資格が無い場合 ・当年度7月1日現在、休学している場合 ・当年度7月2日以降に入学(編・転入学を含む。)した場合 ・保護者等が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合 ・保護者等の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合	16
私立高等学校等入学資金貸付	貸与 (在学中の3年間で返済・無利子)	私立高等学校(通信制を除く。)及び県内の専修学校の高等課程に入学する生徒の学資負担者で、兵庫県内に住所を有し、収入に基づく市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が257,500円未満であって、経済的理由から入学時の納付金を一括で納付することが困難な者 ※ただし、所得割額の基準を超えても、特別の事情に該当する場合は貸付対象となる場合あり	17

3. 共通

名 称	貸与・支給の別	対象者	ページ
高等学校奨学資金貸与事業	貸与 (無利子)	次のすべての要件を満たす者 (1) 学校教育法に基づく次の学校に在学していること ア 高等学校 イ 中等教育学校(後期課程) ウ 高等専門学校 エ 特別支援学校(高等部) オ 専修学校(高等課程) (2) 申請者の生計を主として維持する方(保護者等)が、県内に住所を有していること (3) 勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な状況にあり、主として生計を維持する者の収入が別に定める基準額以下であること	18
勤労生徒奨学資金貸与事業	貸与 (無利子)	県内の定時制若しくは通信制高等学校に在学する者又は広域の通信制課程に在学する者(県内に住所を有する者に限る)	19
生活福祉資金 (教育支援資金)	貸与 (無利子)	次の3つの要件にすべて当てはまる世帯 (1) 兵庫県内に居住中で、同一地域に6か月以上居住している世帯 (2) 低所得世帯(世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得の世帯) (3) 世帯内の学生の高等学校や大学等への進学・在学にあたり、その学費の捻出のため他からの融資を受けることが困難、または融資を受けても進学・在学が困難な世帯	20
生活保護制度による 生業扶助 (高等学校等就学費)	支給	生活保護法による被保護世帯で、高等学校等に就学する(している)者	21
母子父子寡婦福祉資金貸付金	貸与 (無利子)	県内(神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市及び明石市を除く)に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であって現に児童を扶養している者	22
勤労者教育支援資金 融資制度	貸与 (年1.2%、保証料別途)	県内に在住又は在勤し、就学予定又は就学中の家族を持つ勤労者で貸付の要件を満たす者	23

兵庫県の一部局が所管する事業

事業名		高等学校等就学支援金【公立分】
事業主体		文部科学省
事業概要・目的		全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度
貸与・支給の別		支 給(授業料との相殺又は還付)
対象者		次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること (5)保護者等全員の市町民税の課税標準額×6%-市町民税の調整控除の額を合算した額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること(※1) ※1 失業・倒産等により家計が急変した場合は現在の収入状況に応じて別途判定
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	保護者全員の市町民税の課税標準額×6%-市町民税の調整控除の額を合算した額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること
	保証人	不要
併給禁止等		なし
支給額		【県立学校の場合】 ○全日制課程 : 9,900円/月 ○定時制課程 : 2,700円/月 ○通信制課程 : 310円/単位 ※市立高等学校の全日制・定時制課程においては、上記の金額と市立高等学校の授業料月額の低い方の額を支給 ※市立高等専門学校については、世帯の収入状況に応じ、加算額を支給(高等専門学校の授業料月額が上限)
貸付利息		—
支給時期		学校設置者が生徒・保護者等に代わって受領し、授業料の支払に充てるため、生徒・保護者等には直接支払われない。
申請時期		入学年度4月及び毎年度6～7月 上記期日に申請しなかった場合や、保護者等に変更があった場合や失業・倒産等の家計急変が生じた場合は随時申請(届出)可(提出した月又は翌月分から支給)
申請方法		兵庫県就学支援制度オンライン申請システムにより申請・継続等の手続きが可能 詳細はこちら→ https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/online/ オンライン申請システムログインID・PW通知書は各学校から配布 申請に必要な課税情報等については、以下の①～④の方法で提出可能 ①個人番号カードを使用して、自己情報を登録する ②個人番号を入力 ③課税証明書等を画像添付にて提出 ④課税証明書等を学校に紙提出 ※オンライン申請ができない場合は紙による申請も可能
返還期間		返還不要
大学等進学時の返還猶予		返還不要
申込先		在籍する学校
問い合わせ先		在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-362-3882)
事業担当課		兵庫県教育委員会事務局 財務課

事業名		高校生等臨時支援金【公立分】
事業主体		文部科学省
事業概要・目的		家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に授業料に充てる高校生等臨時支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度
貸与・支給の別		支 給(授業料との相殺又は還付)
対象者		次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること (5)高等学校就学支援金制度が対象外であること
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	保護者全員の市町民税の課税標準額×6%－市町民税の調整控除の額を合算した額が304,200円以上(年収目安:910万円以上程度)であること
	保証人	不要
併給禁止等		なし
支給額		【県立学校の場合】 ○全日制課程：9,900円/月 ○定時制課程：2,700円/月 ○通信制課程：310円/単位 ※市立高等学校の全日制・定時制課程においては、上記の金額と市立高等学校の授業料月額 の低い方の額を支給
貸付利息		－
支給時期		学校設置者が生徒・保護者等に代わって受領し、授業料の支払に充てるため、生徒・保護者等には直接支払われない。
申請時期		7月頃
申請方法		兵庫県就学支援制度オンライン申請システムにより申請・継続等の手続きが可能 詳細はこちら→ https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/online/ オンライン申請システムログインID・PW通知書は各学校から配布 申請に必要な課税情報等については、以下の①～④の方法で提出可能 ①個人番号カードを使用して、自己情報を登録する ②個人番号を入力 ③課税証明書等を画像添付にて提出 ④課税証明書等を学校に紙提出 ※オンライン申請ができない場合は紙による申請も可能
返還期間		返還不要
大学等進学時の返還猶予		返還不要
申込先		在籍する学校
問い合わせ先		在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-362-3882)
事業担当課		兵庫県教育委員会事務局 財務課

事業名		兵庫県立高等学校等専攻科修学支援金							
事業主体		兵庫県教育委員会							
事業概要・目的		高等学校等専攻科に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会を確保するための制度							
貸与・支給の別		支 給(授業料との相殺)							
対象者		次の要件を全て満たす者 (1)高等学校等専攻科に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等専攻科を修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月)未満であること (5)保護者全員の市町民税の課税標準額×6%-市町民税の調整控除の額の合算が51,300円未満(年収目安:380万円未満程度)であること(※1)または、扶養される子が3人以上いる多子世帯(所得制限なし)であること (6)大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程(特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む)に通う者 ※1 失業・倒産等により家計が急変した場合は現在の収入状況に応じて別途判定							
採用要件/ 支給額	学力要件等	なし							
	経済要件/ 支給額	保護者等全員の年収が下表のとおりの場合							
		<table><tr><td>市町民税の課税標準額×6%-市町民税の調整控除の額 合計(保護者等全員分)</td><td>支給額</td></tr><tr><td>・0円(年収目安:270万円未満) または ・扶養される子が3人以上いる多子世帯 (所得制限なし)</td><td>9,900円/月</td></tr><tr><td>100円以上51,300円未満 (年収目安:270万円～380万円)</td><td>4,950円/月</td></tr></table>		市町民税の課税標準額×6%-市町民税の調整控除の額 合計(保護者等全員分)	支給額	・0円(年収目安:270万円未満) または ・扶養される子が3人以上いる多子世帯 (所得制限なし)	9,900円/月	100円以上51,300円未満 (年収目安:270万円～380万円)	4,950円/月
		市町民税の課税標準額×6%-市町民税の調整控除の額 合計(保護者等全員分)	支給額						
・0円(年収目安:270万円未満) または ・扶養される子が3人以上いる多子世帯 (所得制限なし)	9,900円/月								
100円以上51,300円未満 (年収目安:270万円～380万円)	4,950円/月								
次のいずれかに該当する場合は支給対象外となる。 (1)退学、停学(3ヶ月以上)の処分を受けた者 (2)修得単位数が学校の定める当該年度の標準取得単位数の5割以下の者 (3)出席率が5割以下の者									
	保証人	不要							
併給禁止等		なし							
貸付利息		—							
支給時期		学校設置者が生徒・保護者等に代わって受領し、授業料の支払に充てるため、生徒・保護者等には直接支払われない。							
申請時期		入学年度4月及び毎年度6～7月 上記期日に申請しなかった場合や、保護者等に変更があった場合や失業・倒産等の家計急変が生じた場合は随時申請(届出)可(提出した月又は翌月分から支給)							
申請方法		兵庫県就学支援制度オンライン申請システムにより申請・継続等の手続きが可能 詳細はこちら→ https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/online/ オンライン申請システムログインID・PW通知書は各学校から配布 申請に必要な課税情報等については、以下の①～④の方法で提出可能 ①個人番号カードを使用して、自己情報を登録する ②個人番号を入力 ③課税証明書等を画像添付にて提出 ④課税証明書等を学校に紙提出 その他、必要書類も画像添付可能 ※オンライン申請ができない場合は紙による申請も可能							
返還期間		返還不要							
大学等進学時の返還猶予		返還不要							
申込先		在籍する学校							
問い合わせ先		在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-362-3882)							
事業担当課		兵庫県教育委員会事務局 財務課							

事業名		高等学校等学び直し支援金【公立分】
事業主体		兵庫県教育委員会
事業概要・目的		高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間である36月（定時制・通信制課程は48月）の経過後も卒業までの間継続して就学支援金に相当する額を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
貸与・支給の別		支 給(授業料との相殺又は還付)
対象者		次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超えていること (5)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者(所得要件による不認定や未申請は問わない) (6)高等学校等を退学したことがある者 (7)学び直し支援金の支給を通算して12月(定時制・通信制は24月)以上受けていない者
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	なし
	保証人	不要
併給禁止等		なし
支給額		【県立学校の場合】 ○全日制課程 : 9,900円/月 ○定時制課程 : 2,700円/月 ○通信制課程 : 310円/単位 ※市立高等学校の全日制・定時制課程においては、上記の金額と市立高等学校の授業料月額 の低い方の額を支給 ※市立高等専門学校については、世帯の収入状況に応じ、加算額を支給(高等専門学校の授業 料月額が上限)
貸付利息		—
支給時期		学校設置者が生徒・保護者等に代わって受領し、授業料の支払に充てるため、生徒・保護者には直接支払われない。
申請時期		入学年度4月及び毎年度6～7月 上記期日に申請しなかった場合は随時申請(届出)可(提出した月又は翌月分から支給)
申請方法		兵庫県就学支援制度オンライン申請システムにより申請・継続等の手続きが可能 詳細はこちら→ https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/online/ オンライン申請システムログインID・PW通知書は各学校から配布 ※オンライン申請ができない場合は紙による申請も可能
返還期間		返還不要
大学等進学時の返還猶予		返還不要
申込先		在籍する学校
問い合わせ先		在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-362-3882)
事業担当課		兵庫県教育委員会事務局 財務課

事業名		高等学校等授業料減免制度【県立】																																							
事業主体		兵庫県教育委員会																																							
事業概要・目的		経済的理由等により授業料の納付が困難な世帯に対して、納付の免除又は減額を実施することで経済的負担を軽減する制度																																							
貸与・支給の別		納付義務の免除又は減額																																							
対象者		次のいずれかに該当する場合 (1) 児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している者 (2) 市町村民税の所得割の納税義務がある保護者等を含まない世帯に属している者 (3) 留学することを許可された者 (4) 定時制又は通信制課程に在籍する勤労生徒で、学費の負担が困難な者 (5) (1)から(4)に掲げる者のほか、経済的事情により、学費の負担が著しく困難となった者又はその子弟 (6) 就学支援金制度で定める支給限度月数を超過して在学する者であって、就学支援金制度で定める受給資格要件のうち支給限度月数及び所得要件を除いた要件を全て満たす者 (7) 通信制の課程に在籍し、就学支援金制度で定める受給資格要件のうち支給限度単位数及び所得要件を除いた要件を全て満たす者で、履修申込み時において、履修単位数が74単位未満で履修申込単位数が74単位を超過して履修申込みを行う者 (8) 前各号に掲げる者のほか、その他特別な理由により、教育長が特に必要と認める者																																							
採用要件	学力要件等	なし																																							
	経済要件	対象者欄(2)については、保護者等(原則父母)の市町村民税所得割額の合計が0円であること 対象者欄(4)の勤労生徒とは、原則として、経常的な収入を得る職業についており、年間収入が100万円を超える者であること 対象者欄(5)については、年収目安が4人世帯で450万円未満程度であること 対象者欄(8)の対象については、学校へ問い合わせること																																							
	保証人	不要																																							
併給禁止等		なし(ただし、高等学校等就学支援金の認定を受けている場合は対象外)																																							
支給額		免除又は一部減額された場合の授業料額は次のとおり <table><tr><th rowspan="2">校種</th><th rowspan="2">通常のコネ額</th><th colspan="3">免除の場合</th><th colspan="3">減額の場合</th></tr><tr><th>金額</th><th>該当区分 [対象者欄]</th><th>備考</th><th>金額</th><th>該当区分 [対象者欄]</th><th>備考</th></tr><tr><td>全日制</td><td>月額9,900円</td><td rowspan="3">0円</td><td>(1)～(3) (5)～(6)(8)</td><td rowspan="3">(5)は年収目安が450万円程度</td><td>4,950円</td><td>(5)(8)</td><td>(5)は年収目安が560万円程度</td></tr><tr><td>定時制</td><td>月額2,700円</td><td>(1)～(6)(8)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>通信制</td><td>1単位310円</td><td>(1)～(7)(8)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>						校種	通常のコネ額	免除の場合			減額の場合			金額	該当区分 [対象者欄]	備考	金額	該当区分 [対象者欄]	備考	全日制	月額9,900円	0円	(1)～(3) (5)～(6)(8)	(5)は年収目安が450万円程度	4,950円	(5)(8)	(5)は年収目安が560万円程度	定時制	月額2,700円	(1)～(6)(8)	—	—	—	通信制	1単位310円	(1)～(7)(8)	—	—	—
校種	通常のコネ額	免除の場合			減額の場合																																				
		金額	該当区分 [対象者欄]	備考	金額	該当区分 [対象者欄]	備考																																		
全日制	月額9,900円	0円	(1)～(3) (5)～(6)(8)	(5)は年収目安が450万円程度	4,950円	(5)(8)	(5)は年収目安が560万円程度																																		
定時制	月額2,700円		(1)～(6)(8)		—	—	—																																		
通信制	1単位310円		(1)～(7)(8)		—	—	—																																		
貸付利息		—																																							
支給時期		授業料の納付を免除又は減額する制度であり、現金支給はされない																																							
申請時期		在学中随時申請可(認定された場合は申請月の翌月分から免除又は減額) ※1度認定されても、毎年7月頃に再度手続きが必要																																							
申請方法		兵庫県就学支援制度オンライン申請システムにより申請の手続き 詳細はこちら→ https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/online/ オンライン申請システムログインID・PW通知書は各学校から配布 申請に必要な課税情報等については、以下の①～④の方法で提出可能 ①個人番号カードを使用して、自己情報を登録する ②個人番号を入力 ③課税証明書等を画像添付にて提出 ④課税証明書等を学校に紙提出 その他、必要書類も画像添付可能 ※オンライン申請ができない場合は紙による申請も可能																																							
返還期間		—																																							
大学等進学時の返還猶予		—																																							
申込先		在籍する県立学校																																							
問い合わせ先		在籍する学校 又は 兵庫県教育委員会事務局財務課(TEL 078-362-3882)																																							
事業担当課		兵庫県教育委員会事務局 財務課																																							

事業名		高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)【国公立分】																		
事業主体		兵庫県教育委員会																		
事業概要・目的		全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等のいる低所得世帯の保護者等に対して高校生等奨学給付金を支給する。																		
貸与・支給の別		支 給																		
対象者		(1)(2)に該当し、かつ(3)(4)(5)のいずれかに該当する世帯の保護者等 (1) 高等学校等就学支援金又は高等学校等専攻科修学支援金(以下、両制度を合わせて「支援金」という。)制度の対象である国公立高校等(特別支援学校を除く)の生徒の保護者等であること。 (2) 保護者等が兵庫県内に住所を有していること。 (3) 保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。 (4) 年収270～380万円未満世帯、または扶養される子が3人以上いる多子世帯で年収380～600万円未満世帯であること。(専攻科のみ対象) (5) 家計急変による経済的理由から今年の年間収入見込額が、「保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円」に相当すると認められる世帯であること。専攻科の場合は(4)に相当すると認められる世帯も含む。(注) ただし、以下の場合は対象外とする。 ・平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在籍している場合 ・当年度7月1日現在、支援金の受給資格が無い場合 ・当年度7月1日現在、休学している場合 ・当年度7月2日以降に入学(編・転入学を含む。)した場合 ・保護者等が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合																		
採用要件	学力要件等	なし																		
	経済要件	保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額が非課税(0円)又は生活保護制度の生業扶助受給世帯 年収270～380万円未満世帯または扶養される子が3人以上いる多子世帯で年収380～600万円未満世帯であること。(専攻科のみ対象)																		
	保証人	—																		
併給禁止等		—																		
支給額		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象世帯</th><th>年額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活保護世帯</td><td>専攻科以外</td><td>32,300円</td></tr> <tr> <td>全日制・定時制</td><td>143,700円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">道府県民・市町村民税所得割額非課税世帯</td><td>通信制</td><td rowspan="2">50,500円</td></tr> <tr> <td>専攻科</td></tr> <tr> <td>年収270～380万円未満世帯</td><td>専攻科</td><td>10,100円</td></tr> <tr> <td>多子世帯で、年収380～600万円未満世帯</td><td>専攻科</td><td>10,100円</td></tr> </tbody> </table> (注)7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月以降(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の月数に応じて算定した額となります。	対象世帯		年額	生活保護世帯	専攻科以外	32,300円	全日制・定時制	143,700円	道府県民・市町村民税所得割額非課税世帯	通信制	50,500円	専攻科	年収270～380万円未満世帯	専攻科	10,100円	多子世帯で、年収380～600万円未満世帯	専攻科	10,100円
対象世帯		年額																		
生活保護世帯	専攻科以外	32,300円																		
	全日制・定時制	143,700円																		
道府県民・市町村民税所得割額非課税世帯	通信制	50,500円																		
	専攻科																			
年収270～380万円未満世帯	専攻科	10,100円																		
多子世帯で、年収380～600万円未満世帯	専攻科	10,100円																		
貸付利息		—																		
支給時期		9月下旬以降																		
申請時期		兵庫県教育委員会が指定する日(7月)																		
申請方法		兵庫県就学支援制度オンライン申請システムにより申請の手続き 詳細はこちら→https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/online/ オンライン申請システムログインID・PW通知書は各学校から配布 申請に必要な課税情報等については、以下の①～④の方法で提出可能 ①個人番号カードを使用して、自己情報を登録する ②個人番号を入力 ③課税証明書等を画像添付にて提出 ④課税証明書等を学校に紙提出 その他、必要書類も画像添付可能 ※オンライン申請ができない場合は紙による申請も可能																		
返還期間		—																		
大学等進学時の返還猶予		—																		
申込先		県内公立学校の場合: 高校生の在籍する学校 県内国立及び県外国立学校の場合: 兵庫県教育委員会事務局 財務課 ※私立学校の場合はP13を参照																		
問い合わせ先		県内公立学校の場合: 高校生の在籍する学校 県内国立及び県外国立学校の場合: 兵庫県教育委員会事務局 財務課 (TEL 078-362-3882)																		
事業担当課		兵庫県教育委員会事務局 財務課																		

事業名		高等学校等就学支援金【私立分】							
事業主体		文部科学省							
事業概要・目的		全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度							
貸与・支給の別		支 給(授業料との相殺又は還付)							
対象者		次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の私立高等学校等(※1)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること (5)保護者等全員の収入が下記の基準を満たすこと 市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること(※2) ※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校(本校)が所在する都道府県が実施 ※2 失業・倒産等により家計が急変した場合は現在の収入状況に応じて別途判定							
採用要件	学力要件等	なし							
	経済要件	保護者の年収目安(保護者等全員の合算)が以下の基準を満たすこと <table><tr><td>市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額(保護者全員分)</td><td>支給額</td></tr><tr><td>304,200円未満 (年収目安:910万円未満程度)</td><td>全日制課程 9,900円/月 通信制課程 4,812円/単位</td></tr><tr><td>154,500円未満 (年収目安:590万円未満程度)</td><td>全日制課程 33,000円/月 通信制課程 12,030円/単位</td></tr></table> ※通信制課程の支給額は履修単位等によって異なることがあるため、詳細は在籍(予定)の通信制高等学校にお問い合わせください。		市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額(保護者全員分)	支給額	304,200円未満 (年収目安:910万円未満程度)	全日制課程 9,900円/月 通信制課程 4,812円/単位	154,500円未満 (年収目安:590万円未満程度)	全日制課程 33,000円/月 通信制課程 12,030円/単位
	市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額(保護者全員分)	支給額							
304,200円未満 (年収目安:910万円未満程度)	全日制課程 9,900円/月 通信制課程 4,812円/単位								
154,500円未満 (年収目安:590万円未満程度)	全日制課程 33,000円/月 通信制課程 12,030円/単位								
保証人	—								
併給禁止等		なし							
支給額		採用要件に記載のとおり ※高等学校等の授業料月額が上限							
貸付利息		—							
支給時期		支給方法(授業料や学校納付金との相殺又は保護者等への振込)や支給時期は学校により異なります。生徒が在籍する学校にお問い合わせください。							
申請時期		入学年度4月及び毎年度6～7月 上記期日に申請しなかった場合や、保護者等に変更があった場合や失業・倒産等の家計急変が生じた場合は随時申請(届出)可(提出した月又は翌月分から支給)							
申請書類		・申請書 ・マイナンバーが分かる書類(マイナンバーカードの写し等を指定台紙に貼付したもの)							
返還期間		—							
大学等進学時の返還猶予		—							
申込先		在籍する学校							
問い合わせ先		在籍する高等学校等又は 兵庫県総務部教育課 (TEL 078-341-7711 内線2522[高等学校]、内線2699[専修学校、各種学校])							
事業担当課		兵庫県総務部教育課							

事業名		高校生等臨時支援金【私立分】					
事業主体		文部科学省					
事業概要・目的		全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、生徒に授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度					
貸与・支給の別		支 給(授業料との相殺又は還付)					
対象者		次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の私立高等学校等(※1)に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)未満であること (5)高等学校就学支援金制度が対象外であること ※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校(本校)が所在する都道府県が実施					
採用要件	学力要件等	なし					
	経済要件	保護者の年収目安(保護者等全員の合算)が以下の基準を満たすこと					
		<table><tr><td>市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額(保護者全員分)</td><td>支給額</td></tr><tr><td>304,200円以上 (年収目安:910万円以上程度)</td><td>全日制課程 9,900円/月 通信制課程 4,812円/単位</td></tr></table>		市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額(保護者全員分)	支給額	304,200円以上 (年収目安:910万円以上程度)	全日制課程 9,900円/月 通信制課程 4,812円/単位
		市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額(保護者全員分)	支給額				
304,200円以上 (年収目安:910万円以上程度)	全日制課程 9,900円/月 通信制課程 4,812円/単位						
※通信制課程の支給額は履修単位等によって異なることがあるため、詳細は在籍(予定)の通信制高等学校にお問い合わせください。							
保証人	—						
併給禁止等		なし					
支給額		採用要件に記載のとおり					
貸付利息		—					
支給時期		支給方法(授業料や学校納付金との相殺又は保護者等への振込)や支給時期は学校により異なります。生徒が在籍する学校にお問い合わせください。					
申請時期		令和7年7月頃					
申請書類		・申請書 ・マイナンバーが分かる書類(マイナンバーカードの写し等を指定台紙に貼付したもの)					
返還期間		—					
大学等進学時の返還猶予		—					
申込先		在籍する学校					
問い合わせ先		在籍する高等学校等又は 兵庫県総務部教育課 (TEL 078-341-7711 内線2522[高等学校]、内線2699[専修学校、各種学校])					
事業担当課		兵庫県総務部教育課					

事業名		高等学校等学び直し支援金【私立分】							
事業主体		文部科学省							
事業概要・目的		高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間である36月（定時制・通信制課程は48月）の経過後も卒業までの間継続して就学支援金に相当する額を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。							
貸与・支給の別		支 給(授業料との相殺又は還付)							
対象者		次の要件を全て満たす者 (1)兵庫県内の私立高等学校等（※1）に在籍していること (2)日本国内に住所を有すること (3)高等学校等を卒業又は修了したことがないこと (4)在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超えていること (5)平成26年4月1日以降に入学した者で、在籍期間の要件を満たしており、高等学校等就学支援金の申請をすることができた者（所得要件による不認定や未申請は問わない） (6)高等学校等を退学したことがある者 (7)学び直し支援金の支給を通算して12月（定時制・通信制は24月）以上受けていない者 ※1 兵庫県外の高等学校については、高等学校(本校)が所在する都道府県が実施 ※2 失業・倒産等により家計が急変した場合は現在の収入状況に応じて別途判定							
採用要件	学力要件等	なし							
	経済要件								
		<table><tr><td>市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額（保護者等全員分）</td><td>支給額</td></tr><tr><td>154,500円以上 （年収目安：590万円以上程度）</td><td>全日制課程 9,900円/月 通信制課程 4,812円/単位</td></tr><tr><td>154,500円未満 （年収目安：590万円未満程度）</td><td>全日制課程 24,750円/月 通信制課程 12,030円/単位</td></tr></table>		市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額（保護者等全員分）	支給額	154,500円以上 （年収目安：590万円以上程度）	全日制課程 9,900円/月 通信制課程 4,812円/単位	154,500円未満 （年収目安：590万円未満程度）	全日制課程 24,750円/月 通信制課程 12,030円/単位
		市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額（保護者等全員分）	支給額						
154,500円以上 （年収目安：590万円以上程度）	全日制課程 9,900円/月 通信制課程 4,812円/単位								
154,500円未満 （年収目安：590万円未満程度）	全日制課程 24,750円/月 通信制課程 12,030円/単位								
保証人	—								
併給禁止等		なし							
支給額		採用要件に記載のとおり ※高等学校等の授業料月額が上限							
貸付利息		—							
支給時期		支給方法（授業料や学校納付金との相殺又は保護者等への振込）や支給時期は学校により異なります。生徒が在籍する学校にお問い合わせください。							
申請時期		在学中随時申請可（認定された場合は申請月分から支給） ※毎年度7月頃に継続手続きが必要となります							
申請書類		【申請時】 ・申請書 ・所得に関する証明書（所得課税証明書、納税通知書など） 【継続手続き時（毎年7月頃）】 ・収入状況届出書 ・所得に関する証明書（所得課税証明書、納税通知書など）							
返還期間		—							
大学等進学時の返還猶予		—							
申込先		在籍する学校							
問い合わせ先		在籍する高等学校等又は 兵庫県総務部教育課 （TEL 078－341－7711 内線2522[高等学校]、内線2699[専修学校、各種学校]）							
事業担当課		兵庫県総務部教育課							

事業名		私立高等学校等生徒授業料軽減補助	
事業主体		兵庫県	
事業概要・目的		私立高等学校、私立中等教育学校の後期課程及び専修学校・各種学校の高等課程に在籍する生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学の機会を確保するための制度	
貸与・支給の別		支 給(授業料との相殺又は還付)	
対象者		兵庫県及び近隣府県(大阪府・京都府・岡山県・鳥取県・奈良県・滋賀県・和歌山県・徳島県)に設置されている私立高等学校・中等教育学校の後期課程(いずれも通信課程を除く。)及び県内の専修学校・各種学校の高等課程に就学する生徒の保護者等で、10月1日現在、次の両方に該当する場合 ①保護者等(学校教育法第16条に定める子に対して親権を行うもの)が兵庫県在住であること。(生徒の居住地は、寮・下宿等により兵庫県外であっても差し支えありません。) ②保護者等全員の収入が下記の基準を満たすこと 市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額が304,200円未満(年収目安:910万円未満程度)であること※ ※ 失業・倒産等により家計が急変した場合は現在の収入状況に応じて別途判定	
採用要件	学力要件等	進級又は卒業の見込みのある生徒の保護者	
	経済要件	対象者欄に記載のとおり	
	保証人	—	
併給禁止等		—	
軽減される額		保護者の年収目安 (保護者全員の合算)	軽減額(年額)
			兵庫県内の私立高等学校 兵庫県内専修学校・各種学校の高等課程
		年収590万円未満程度	64,000円 32,000円
		年収730万円未満程度	120,000円 60,000円
		年収910万円未満程度	60,000円 30,000円
※多子世帯(扶養する子どもが3人以上)の場合は上記に1万円を加算 ※年収は目安です。具体的な要件は県教育課ホームページをご確認ください。 「私立高等学校等授業料軽減補助制度」(https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk35/pa15_000000008.html) ※県外高校は県内高校の1/4の単価 ※ただし、相互実施の場合(京都府内高校)は県内校の1/2の単価			
貸付利息		—	
支給時期		授業料軽減の対象者として決定された場合は、軽減額等が学校から通知されます。(県から学校への補助金の振り込みは、12月～翌年1月頃)	
申請時期		在籍する学校が定める日	
申請書類		授業料軽減申請書、その他学校が指定する書類	
返還期間		—	
大学等進学時の返還猶予		—	
申込先		在籍する学校	
問い合わせ先		在籍する高等学校等又は 兵庫県総務部教育課 (TEL 078-341-7711 内線2522[高等学校]、内線2699[専修学校、各種学校])	
事業担当課		兵庫県総務部教育課	

事業名		高等学校等奨学給付金(奨学のための給付金)【私立分】		
事業主体		兵庫県		
事業概要・目的		全ての意志ある私立高校等の生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高校等の生徒のいる低所得世帯の保護者等に対して奨学給付金を支給する。		
貸与・支給の別		支 給		
対象者		(1)(2)に該当し、かつ(3)(4)のいずれかに該当する世帯の保護者等 (1) 高等学校等就学支援金(以下、「支援金」という。)制度の対象である私立高校等(特別支援学校を除く)の生徒の保護者等であること。 (2) 保護者等が兵庫県内に住所を有していること。 (3) 保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯であること。 (4) 経済的理由による家計急変から、急変後の年間収入見込額が「保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円」に相当すると認められる世帯であること。 ただし、以下の場合は対象外とする。 ・平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在籍している場合 ・当年度7月1日現在、就学支援金の受給資格が無い場合 ・当年度7月1日現在、休学している場合 ・当年度7月2日以降に入学(編・転入学を含む。)した場合 ・保護者等が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合 ・保護者等の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合		
採用要件	学力要件等	なし		
	経済要件	保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生活保護(生業扶助)受給世帯		
	保証人	—		
併給禁止等		—		
支給額		区分	支給額(年額)	
			全日制・定時制	通信制
		生活保護(生業扶助)	52,600円	52,600円
		保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円	152,000円	52,100円
		下記を除く高校生等 (※保護者等が生徒を扶養していない場合、この区分となります) (1)2人目以降の高校生等 (2)当該世帯に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹(高校生等以外)がいる世帯の高校生等	152,000円	52,100円
貸付利息		—		
支給時期		未定		
申請時期		7月頃(在籍する学校又は兵庫県が指定する日)		
申請書類		私立高等学校等奨学給付金支給申請書 〔添付書類〕 生業扶助受給世帯の場合: 生業扶助の措置状況証明書 など 市町民税所得割額と県民税所得割額が非課税世帯の場合: 保護者等全員の課税証明書、健康保険証(写) など		
返還期間		—		
大学等進学時の返還猶予		—		
申込先		県内私立高校等の場合: 在籍する私立高校等 県外私立高校等の場合: 兵庫県総務部教育課		
問い合わせ先		県内私立高校等の場合: 在籍する私立高校等 県外私立高校等の場合: 兵庫県総務部教育課 (078-341-7711内線2522[高等学校]、内線2699[専修学校・各種学校])		
事業担当課		兵庫県総務部教育課		

事業名		私立高等学校等入学資金貸付	
事業主体		公益社団法人兵庫県私学振興協会・兵庫県専修学校各種学校連合会	
事業概要・目的		兵庫県民のうち私立高等学校・専修学校(高等課程)に進学する者の学資負担者であって、入学時に必要な経費の支払いが一時困難な者に対し、入学時の負担の軽減を図り、県民生徒の進学を援助することを目的とする。	
貸与・支給の別		貸 与	
対象者		学資負担者(所得税法上、生徒の扶養者)が兵庫県民で市(町)県民税所得割額の基準に該当される方。 ※ただし、市(町)県民税所得割額の基準を超えても、特別の事情に該当する場合は貸付対象となる場合あり	
		市(町)県民税所得割額の基準	収入に基づく市(町)民所得割額と県民税所得割額の合算が257,500円未満
		特別の事情	転・退職、死亡、入院、離婚、別居、失・廃業等により所得が前年に比べて著しく減少する見込みの学資負担者であること
採用要件	学力要件等	なし	
	経済要件	対象者欄に記載のとおり	
	保証人	連帯保証人1名	
併給禁止等		他の貸付と併せての申し込み可能	
貸与・支給額		1人30万円以内 (入学金、施設拡充費等の入学時の納付金が対象。授業料・教科書・制服・かばん代等は対象外)	
貸付利息		無利息(ただし返還を怠った場合、年利15%の割合で違約金を徴収)	
支給時期		入学時納入金と相殺	
申請時期		私立高等学校:当該私立高等学校受験日まで 私立専修学校(高等課程):1月～3月初旬頃	
申請書類		私立高等学校入学資金貸付申請書、市(町)民税所得割額、県民税所得割額を確認できる書類等	
返還期間		在学中3年以内に返還 第1回償還期日を入学年度の9月30日とし、以後半年賦均等償還 (ただし、借受人からの申出により繰上償還も可)	
大学等進学時の返還猶予		—	
申込先		兵庫県内の私立高等学校入学希望者	入学希望の私立高等学校
		兵庫県外の私立高等学校入学希望者	兵庫県私学振興協会
		兵庫県内の私立専修学校(高等課程)入学希望者	兵庫県専修学校各種学校連合会
問い合わせ先		私立高等学校	
		私立専修学校	兵庫県専修学校各種学校連合会(TEL 078-391-7010)
事業所管課		兵庫県総務部教育課	

事業名		高等学校奨学資金貸与事業			
事業主体		公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会			
事業概要・目的		勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な者に対して、奨学資金を貸与することにより修学を奨励し、もって有為な人材を育成することを目的とする。			
貸与・支給の別		貸 与			
対象者		次のすべての要件を満たす者 (1) 学校教育法に基づく次の学校に在学していること。 ア 高等学校 イ 中等教育学校(後期課程) ウ 高等専門学校 エ 特別支援学校(高等部) オ 専修学校(高等課程) (2) 申請者の生計を主として維持する方(保護者等)が、県内に住所を有していること。 (3) 勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な状況にあり、主として生計を維持する者の収入が別に定める基準額以下であること。			
採用要件	学力要件等	なし			
	経済要件	生計を主として維持している方の年間収入額の上限は、おおむね次のとおりである。ただし、目安であり、家族構成等による限度額は増減する。			
		世帯人数	給与所得者の場合 (税込の総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成(例)
		4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生
		5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生
		6人	732万円	289万円	父母・祖母・申請者・中学生・小学生
保証人	連帯保証人1名				
併給禁止等		1.独立行政法人日本学生支援機構による奨学金 2.母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金 3.勤労生徒奨学資金 4.特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金			
貸与額		1 奨学資金 公立 自宅 月額18,000円 自宅外 月額23,000円 私立 自宅 月額30,000円 自宅外 月額35,000円 2 通学交通費 1か月あたりの通学定期券の額に応じ、月額5,000～45,000円 3 電動アシスト自転車購入費 定額10万円 4 タブレット購入費 定額9万円 ※ 貸付期間:標準修業年限以内の期間			
貸付利息		無利子			
貸与時期		4月～9月貸与分 5月～8月頃 10月～12月貸与分 10月頃 1～3月貸与分 1月頃			
申請時期		高等学校在学学生:随時受付 中学3年生の予約申請:8月下旬～10月上旬			
申請書類		申請書 所得に関する証明書 ※所得の特別控除を受ける場合は事情を証明する書類も必要 連帯保証人の印鑑登録証明書			
返還期間		・貸与が終了した月の翌月から返還開始し、20年以内(猶予された期間を除く)に返還 ・「月賦」「半年賦」「年賦」「一括」から返還方法を選択			
大学等進学時の返還猶予		以下の事由に該当する場合は申請に基づき1年度内ごとに猶予できる。(在学中による猶予期間を除いて最長10年) 1.高等学校等、短期大学、大学等に在学中 2.災害によるり災 3.病気療養中 4.生活保護受給中 5.妊娠中、3歳未満の子を養育中 6.求職中 7.進学準備中 8.経済的理由(給与所得者:本人の前年収入が300万円以下) ※平成29年4月分から開始			
申込先		在学中の学校			
問い合わせ先		公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会(TEL 078-361-6640)			
事業担当課		兵庫県教育委員会事務局 財務課			

事業名		勤労生徒奨学資金貸与事業
事業主体		公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
事業概要・目的		勤労しながら高等学校の定時制又は通信制の課程に在学している者で、経済的な理由により修学が困難な者に対して勤労生徒奨学資金を貸与することにより、修学を奨励し、もって有為な人材を育成する。
貸与・支給の別		貸 与(卒業又は高等学校卒業程度認定試験に合格した場合は返還免除)
対象者		(1) 県の区域内の高等学校の定時制若しくは通信制の課程に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する者(県の区域内に住所を有する者に限る。) (2) 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、その者及びその者を扶養している者の所得が別に定める額以下であるもの (3) 経常的に収入を得る職業に就いている者 (4) 学年による教育課程の区分を設けない定時制課程(以下「単位制による定時制課程」という。)及び通信制課程に在学する者は、その者が在籍する高等学校において定められた卒業までに修得すべき教科・科目及びその単位数並びに特別活動及びその授業時数を4年以内で修了し、卒業することができる学習計画を有すると認められる者で年間18単位以上の単位数を履修しているもの。ただし、その者が在籍する高等学校において定められた当該年度に履修すべき単位数が18単位に満たない数であるときは、その単位数以上を履修していること。
採用要件	学力要件等	対象者欄に記載のとおり
	経済要件	年間所得が279万円以下(当該生徒を扶養親族としている者がある場合はその者の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192%以下)
	保証人	連帯保証人2名(奨学資金の貸与を受けようとする者が未成年の場合は1名は法定代理人)
併給禁止等		公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金とは併給不可
貸与額		月額14,000円
貸付利息		なし
貸与時期		9月(4月～9月分)、10月(10月～12月分)、1月(1月～3月分)
申請時期		在学している学校が定める日(5月中旬～6月下旬頃)
申請書類		貸与申請書、勤務及び給与支払見込証明書、単位制による定時制課程及び通信制課程に在学する者は学習計画及び単位修得証明書、貸与を受けようとする者及びその者を扶養している者の所得証明書、保証人の印鑑登録証明書、委任状、貸与を受けようとする者が扶養されていることを証明する書類又は貸与を受けようとする者が扶養していることを証明する書類
返還期間		貸与期間の満了や貸与の取消等、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して6か月を経過したところから、貸与を受けた期間に相当する期間内で返還
大学等進学時の返還猶予		高等学校、大学、高等専門学校等と同程度の学校に在学するとき
申込先		在籍する各定時制又は通信制の高等学校
問い合わせ先		公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会(TEL 078-361-6640)
事業担当課		兵庫県教育委員会事務局 財務課

事業名		生活福祉資金(教育支援資金)
事業主体		社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
事業概要・目的		学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学等への入学に必要な、または在学中に必要な費用を貸し付け、その就学や将来の就労を支援する。
貸与・支給の別		貸 付
対象者		【借入申込者】・・・次の要件に該当する者 ・現在中学生、高校生、高等専門学校生等である者、またはその卒業後2年以内の者 ・高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校及びその他の各種学校(通信制、定時制含む)に在学中の者 【貸付の対象となる世帯】・・・次の3つの要件にすべて当てはまる世帯 ①兵庫県内に居住中で、同一地域に6か月以上居住している世帯 ②低所得世帯(世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得の世帯) ③世帯内の学生の高等学校や大学等への進学・在学にあたり、その学費の捻出のため他からの融資を受けることが困難、または融資を受けても進学・在学が困難な世帯
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	世帯の収入が市区町民税非課税程度、または生活保護基準の1.8倍程度の所得の世帯
	保証人	原則として1名の連帯保証人が必要。借受人と別世帯で、原則兵庫県に居住し、かつその世帯の生活の安定に熱意を有する者とする。
併給禁止等		日本学生支援機構、国の教育ローン(日本政策金融公庫)、母子父子寡婦福祉資金、各学校独自の奨学金、地方自治体独自の奨学制度など他の制度を利用できる場合は、他の融資・給付制度を優先して利用することが必要(他制度優先)。
貸与額	就学支度費	○入学時に必要な入学金や制服代等の費用が対象 ○貸付期間 在学期間中 ○貸付限度額 50万円以内
	教育支援費	○在学中に必要な授業料、教科書代や通学定期代等の費用が対象 ○貸付期間 在学期間中 ○貸付限度額 高等学校 月額35,000円以内 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 大 学 月額65,000円以内
貸付利息		無利子
支給時期		初回は貸付決定後の支給。 以後、半年毎(9月と3月)に6か月分を支給。
申請時期		随時
申請書類		借入申込書 本人確認及び世帯収入の確認書類(世帯全員分が記載された住民票、県民税・住民税課税証明書) 修学・進学事実の確認書類(在学証明書、合格通知書等) 借入費用の詳細確認書類(学校からの請求書、入学案内・パンフレット等) 連帯保証人の書類(県民税・住民税課税証明書)
返還期間		据置期間は貸付終了後6ヶ月以内 (貸付は貸付対象となった学校の卒業する日の属する月の末日で終了) 償還期間は20年以内。ただし、毎月の返済額の下限は5千円
大学等進学時の返還猶予		在学に伴って今後の償還が困難である場合は、償還猶予の申請が可能
申込先		お住まいの市区町社会福祉協議会
問い合わせ先		社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会(TEL 078-242-7944)
事業担当課		兵庫県福祉部地域福祉課

事業名		生活保護制度による生業扶助(高等学校等就学費)
事業主体		兵庫県
事業概要・目的		生活保護法による被保護世帯の子に対して、高等学校就学に要する入学準備金、学用品費等を支給することにより、世帯の自立更生を図る。
貸与・支給の別		支 給
対象者		生活保護法による被保護世帯で、高等学校等に就学する(している)者
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	生活保護法による被保護世帯
	保証人	—
併給禁止等		—
支給額		基 本 額 月額 5,300円
		教 材 代 正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額
		入学料 公立高校相当額
		入学考査料 30,000円以内
		通学のための交通費 通学に必要な最小限度の額
		学習支援費 (年間上限額) 84,600円以内
貸付利息		—
支給時期		原則毎月(ただし、特段の事情がある場合は一括支給も可)
申請時期		高等学校等入学時
申請書類		保護変更申請書
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		各福祉事務所
問い合わせ先		兵庫県福祉部地域福祉課 (TEL 078-341-7711 内線79249)
事業担当課		兵庫県福祉部地域福祉課

事業名		母子父子寡婦福祉資金貸付金	
事業主体		兵庫県	
事業概要・目的		母子家庭・父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的とする。	
貸与・支給の別		貸 付	
対象者		①母子家庭の母、父子家庭の父 ②母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子	
採用要件	学力要件等	なし	
	経済要件	なし	
	保証人	原則として連帯保証人1名（別世帯となる親族か親類で、保証能力のある方）	
併給禁止等		日本学生支援機構等の他の奨学金とは、差額を限度額として貸付（修学資金のみ）。高等教育の修学支援新制度に採用された場合は、貸付の減額や交付済みの資金の償還の必要がある。	
貸与額	月額	修学資金	高校・大学・大学院、専門学校又は専修学校に修学させるために必要な資金 【月額（限度額）】（貸付期間は修学期間中） 高等学校・専修学校（高等課程）：27,000円～52,500円 高等専門学校：31,500円～115,000円 専修学校（専門課程）：67,500円～126,500円 短期大学：67,500円～131,000円 大学：71,000円～146,000円 専修学校（一般課程）：54,000円 大学院（修士課程）：132,000円 大学院（博士課程）：183,000円
	入学	就学支度資金	就学、修業するために必要な資金 【一括（限度額）】 高等学校・専修学校（一般課程・高等課程）： 150,000円～420,000円 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・大学院： 380,000円～590,000円 修業施設：272,000円～282,000円
貸付利息		無利子	
支給時期		初回は貸付決定後に支給 以後、原則として四半期毎に4月（5月）、7月、10月、1月に支給	
申請時期		随時	
申請書類		貸付申請書 申請者及び申請者と生計をとめている者及び連帯保証人の給与証明書（源泉徴収の写でも可） 連帯保証人の印鑑登録証明（発行後3ヶ月以内のもの） 連帯借主及び連帯保証人の誓約書 貸付申請者調書 申請者・連帯借主・連帯保証人の住民票謄本	
返還期間		修学資金	据置期間 学校卒業後6ヶ月 償還期間 20年以内（専修学校の一般課程は5年以内）
		就学支度資金	据置期間 学校卒業後6ヶ月 償還期間 20年以内（専修学校の一般課程、修業施設は5年以内）
大学等進学時の返還猶予		本資金の貸付対象となる学校において就学中は、当該学校卒業後6ヶ月まで猶予申請が可能	
申込先		お住まいの市町福祉担当又は県健康福祉事務所	
問い合わせ先		兵庫県福祉部児童家庭課 （TEL 078-341-7711 内線2987） ※神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市及び明石市については、各市母子福祉担当課	
事業担当課		兵庫県福祉部児童家庭課	

事業名		勤労者教育支援資金融資制度
事業主体		公益財団法人兵庫県勤労福祉協会
事業概要・目的		近畿労働金庫と提携し、勤労者の家族の教育資金を低利で融資する。
貸与・支給の別		貸 与
対象者		就学予定又は就学中の家族を持つ方で、下記のすべての項目に該当する方 ①兵庫県内に在住または在勤の方 ②安定継続した収入があり、前年度の年収が150万円以上で1,000万円以下の方 ③融資申込日の年齢が満20歳以上満60歳以下の方 ④融資申込日に勤続年数(原則、同一勤務先)が1年以上の方 ⑤居住年数が1年以上の方
採用要件	学力要件等	なし
	経済要件	(融資審査にあたり個人情報機関等への申込者の信用情報照会あり)
	保証人	一般社団法人日本労働者信用基金協会の機関保証
併給禁止等		なし
貸与額		○資金使途 大学・高等学校、専門学校等の入学金、授業料、教材費、アパート下宿代、通学経費など ○融資限度額 200万円
貸付利息		年1.2%(固定金利)※別途保証料が必要
支給時期		融資決定後、原則として支払先(学校等)へ振込
申請時期		随時
申請書類		借入申込書兼保証依頼書、収入証明書、住民票、健康保険証、資金使途がわかる書類、本人確認書類、金銭消費貸借契約書
返還期間		7年以内
大学等進学時の返還猶予		なし
申込先		兵庫県内の近畿労働金庫店舗(神戸支店078-371-3151、北須磨出張所078-792-0011、尼崎支店06-6411-2741、西宮支店0798-34-6000、伊丹支店072-772-0051、明石支店078-912-3303、東播加古川支店079-423-5566、北播支店0795-23-5551、姫路支店079-282-1131、相生支店0791-22-1630、但馬支店0796-23-4131、洲本支店0799-22-3232)
問い合わせ先		公益財団法人兵庫県勤労福祉協会(TEL 078-341-1510)
事業所管課		兵庫県産業労働部労政福祉課

兵庫県内の各市町が所管する事業一覧

市町名	名 称	貸与・ 支給の別	対 象 者	問い合わせ先	ページ
尼崎市	尼崎市修学援助金	支給	対象学校に在籍している生徒の保護者（勤労生徒等及び児童養護施設入所生徒にあつては、その本人）が市内に居住しており、所得基準を満たす者	尼崎市教育委員会事務局 学事企画課 (TEL 06-4950-5671)	30
西宮市	西宮市私立高等学校入学給付金	支給	保護者（勤労学生等にあつては、本人）が本市に居住し、経済的理由により修学が困難であると認められる者 私立高等学校、私立中等教育学校後期課程、私立特別支援学校高等部、私立高等専門学校、私立専修学校高等課程（大学入学資格付与指定校に限る）に入学予定の者	西宮市教育委員会 学事課 (TEL 0798-35-3817)	31
西宮市	西宮市教育委員会奨学金	支給	保護者（勤労学生等にあつては、本人）が本市に居住し、経済的理由により修学が困難であると認められる者 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3学年）、朝鮮高級学校に在学する者	西宮市教育委員会 学事課 (TEL 0798-35-3817)	32
芦屋市	芦屋市奨学金	支給	高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部又はこれに準ずる学校の高等部に在学している者で、経済的理由により修学が困難な者 在学期間が各学校の正規の修業年限を越えていないこと。保護者が芦屋市に居住していること。（原則、住民登録が必要）	芦屋市教育委員会 教育部教育統括室管理課 (TEL 0797-38-2085)	33
伊丹市	伊丹市交通遺児等学業援助資金支給事業	支給	（以下の全ての要件を備えている者） ①生徒または保護者が伊丹市に住所を有している者 ②世帯の生計中心者を交通事故またはこれに準ずる事故により亡くされた高等学校、専修学校、大学等の生徒及び学生	伊丹市健康福祉部生活支援室 こども福祉課 (TEL 072-784-8030)	34
宝塚市	宝塚市ひとり親家庭等大学生等奨学給付金	支給	父若しくは母のいずれかとその子からなるひとり親家庭又は父母ともにいない子の家庭の子で、経済的な理由により修学が困難な大学生等	宝塚市教育委員会学事課 (TEL 0797-77-2366)	35
三田市	三田市高等学校等入学支援金	支給	高等学校等に在籍している者の保護者で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者 （1）高等学校等に入学した月の月末までに市内に住所を有し、現に居住していること （2）生活保護法に基づく保護を受給していないこと （3）教育委員会が定める基準により入学支援金を支給する必要があると認められること	三田市教育委員会教育支援課 (TEL 079-559-5136)	36
猪名川町	猪名川町奨学金	貸与 （無利子）	次の応募資格に該当する人 ①経済的事由により、修学が困難な高等学校・高等専門学校・専修学校・短期大学及び大学の入学予定者又は在学者で、本人又は保護者が猪名川町に居住する者 ②町が定める所得基準額以下の世帯	猪名川町教育委員会事務局 教育振興課 (TEL 072-766-6000)	37
明石市	明石市給付型奨学金	支給	高等学校等への進学のある人で経済的な理由など家庭環境により進学が困難な人で次の①～③すべてに該当する人 ①本人又は本人と生計を一にする家族が市内に在住していること ②学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部に進学しようとする人 ③募集年の4月1日時点、満20歳未満の人	明石市こども局子育て支援室 こども政策課 (TEL 078-918-6073)	38

市町名	名 称	貸与・ 支給の別	対 象 者	問い合わせ先	ページ
高砂市	高砂市奨学金	支給	市内に住所を有し、学校教育法第1条の規定に基づく高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部に在学している者で、教育委員会において学資の支弁が困難であると認めた生徒	高砂市教育委員会教育部 学校教育室学校教育課学事保健係 (TEL 079-443-9054)	39
三木市	三木市教育委員会奨学金	支給	・学校教育法に定める高等学校(特別支援学校・高等専門学校を含む。)に在学している者 ・申請者又はその保護者が、市内に住所を有しており、世帯の所得金額の合計が別に定める所得基準以下であること。 ・素行が良好であること。	三木市教育委員会 教育総務部教育総務課 (TEL 0794-82-2000)	40
加西市	加西市奨学金	支給	全日・定時・通信制課程高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部および中等教育学校の後期課程に在学する者(保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象)	加西市教育委員会 学校教育課 (TEL 0790-42-8772)	41
加東市	加東市奨学金 給付事業	支給	下記の条件を全て満たす者 ・学校教育法第1条に規定する高等学校及び高等専門学校に在学しており、保護者が市内に住所を有している者 ・生活保護法第12条の適用を受けている者 ・他の制度による奨学金等の給付を受けていない者	加東市教育委員会 教育振興部教育総務課 (TEL 0795-43-0540)	42
稲美町	稲美町奨学金 給付事業	支給	下記の条件を全て満たす者 ・町内在住者 ・高等学校等に在学する者 ・経済的理由により就学が困難な者 ・学業成績要件を満たす者 ・他の団体等から奨学金などをを受けていない者	稲美町教育委員会教育課 (TEL 079-492-9149)	43
播磨町	播磨町奨学金	貸与 (無利子)	播磨町に住所を有し、学校に在学している者で経済的理由により修学が困難で修学意欲が盛んである者	播磨町教育委員会 教育総務課 (TEL 079-435-0533)	44
多可町	多可町ハートフル学業支援金 給付事業	支給	・公立又は私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)及び高等専門学校(1～3年生)に在籍している者で、保護者が多可町に住所を有している者 ・生活保護を受けている世帯又は前年中の世帯の総所得額の合計が別に定める認定基準以下の世帯	多可町教育委員会 教育総務課 (TEL 0795-32-2384)	45
多可町	多可町白川良一高等学校等 入学支援金支給事業	支給	高等学校等への入学を予定している生徒の保護者で、高等学校等に入学する年度の前年度の3月1日において、次のすべてに該当する者 ①多可町就学援助制度の準要保護の認定要件を満たしている者 ②生活保護法に基づく保護を受けていない者 ③町内に住所を有し、当該年度の4月1日以降も町内に住所を有することが見込まれる者	多可町教育委員会 教育総務課 (TEL 0795-32-2384)	46
多可町	多可町路線バス通学定期券 購入補助金	支給	①次のいずれかに該当する学校に通学する者又はその保護者で路線バスの通学定期券を購入しようとする者 ア 学校教育法に定める高等学校 イ その他法に定める学校のうち、アに準ずると認められる学校 ②多可町に住所を有し、現に居住し、かつ生活の本拠を有する者	多可町企画秘書課 (TEL0795-32-2381)	47
多可町	多可町高等学校路線バス通学 定期券購入補助金	支給		多可町企画秘書課 (TEL0795-32-2381)	48

市町名	名 称	貸与・ 支給の別	対 象 者	問い合わせ先	ページ
相生市	相生市奨学金 事業	支給	相生市民の子弟であって、学校教育法第1条に規定する高等学校又は高等専門学校に在学する者のうち、身体、人物ともに良好で修学の意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学することが困難な者	相生市教育委員会 管理課企画総務係 (TEL 0791-23-7142)	49
たつの市	高等学校等入学準備金支給 事業	支給	経済的な理由によって高等学校等への入学が困難であると認められる生徒の保護者(生徒、保護者ともに、たつの市に住所を有し、現に居住している者に限る。)	たつの市教育委員会事務局 教育管理課教育総務課 (TEL 0791-64-3178)	50
赤穂市	赤穂市母子世帯等奨学金支給事業	支給	市内に居住する母子世帯、父子世帯及び父母のいない世帯で、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校及び専修学校に在学する児童の保護者(保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象)	赤穂市健康福祉部 子育て支援課子育て支援係 (TEL 0791-43-6808)	51
宍粟市	宍粟市小・松本奨学金貸与事業	貸与 (無利子)	次のいずれにも該当する者 ・保護者が宍粟市波賀町に住所を有していること ・学業に優れ、健康上修学に支障なく向学の志を有していること ・経済的理由により修学が困難であること	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 (TEL 0790-63-3121)	52
宍粟市	宍粟市奨学金 支給事業	支給	次に掲げる要件を備えている者 ①保護者及びその子弟が宍粟市に住所を有し、かつ居住していること。 ②向学の志を有していること。 ③経済的理由により修学が困難であること。 ④新たに高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校並びに特別支援学校の高等部になる者	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 (TEL 0790-63-3121)	53
宍粟市	田中登奨学金 事業	支給	次に掲げる要件を備えている者 ①宍粟市立一宮北中学校を卒業していること、または保護者が一宮北中学校の区域に住所を有し居住していること。 ②向学の志を有していること。 ③経済的理由により修学が困難であること。 ④高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校並びに専修学校の高等課程に在学または入学を予定している者	宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 (TEL 0790-63-3121)	54
神河町	神河町遠距離 通勤・通学等補助 金	支給	①JRB線の新野駅、寺前駅、長谷駅の各駅を基点とし、片道50km以上の遠距離の勤務先へ通勤する者及び遠距離の大学等へ通学する者(町内に住所を有する) ②JRB線の利用者が少ない寺前駅から和田山駅間を利用して勤務先へ通勤する者及び大学等へ通学する者(町内に住所を有する) ※大学等:学校教育法に定める大学院、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校 ・補助対象者及びその同居家族に町税等(税外収入を含む)の滞納があるときは対象外	神河町ひと・まち・みらい課 (TEL 0790-34-0002)	55
豊岡市	豊岡市奨学金	貸与 (無利子)	次のいずれにも該当する者 ①市に住所を有する者の子弟であること。 ②学校教育法第1条に規定する高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程)に在学していること。 ③勉学意欲がありながら、経済的理由で修学が困難であること。 ④在学する学校長の推薦があること。	豊岡市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係 (TEL 0796-23-1117)	56

市町名	名 称	貸与・ 支給の別	対 象 者	問い合わせ先	ページ
豊岡市	豊岡市交通遺児奨学金	支給	主たる生計維持者である保護者が平成17年4月1日以降に発生した交通事故で死亡し、又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった者の子弟で、次のいずれにも該当する者 ①市に住所を有する者の子弟であること。 ②学校教育法第1条に規定する高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程)に在学していること。 ③在学する学校長の推薦があること。	豊岡市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係 (TEL 0796-23-1117)	57
豊岡市	豊岡市高校生通学バス定期補助事業	支給	豊岡市内に居住し、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校で、同法第1条に規定する高等学校(同法第58条第1項に規定する科を除く。)と同等の課程と市長が認める課程に在学する学生を養育する保護者。ただし、学生が成人である場合は学生本人が補助対象者となることも可	豊岡市都市整備課 交通政策係 (TEL 0796-23-1712)	58
養父市	養父市高校生通学費補助金交付事業	支給	市内に在住する生徒の保護者 ただし、他法令による通学費の支給を受けている者については補助対象としない。	養父市教育委員会 教育課 (TEL 079-664-0282)	59
朝来市	朝来市高等学校生徒下宿等費用補助金	支給	自宅から生野高等学校までの通学が遠距離により困難なため、朝来市内にある下宿等に入居して通学する生徒の保護者で、次の全ての要件を満たすもの。 ①生徒の自宅が朝来市及び神河町以外にあり、当該生徒が下宿等から通学することを高等学校長が適当であると認める者であること。 ②下宿等の所有者及び貸主が補助対象者又は補助対象者の配偶者若しくは三親等内の親族ではないこと。 ③生徒が下宿等に単身で入居すること。ただし、同一の下宿等に他の生徒と同居する場合は、当該同居に係る賃貸借契約を個別に締結していること。	朝来市企画総務部 総合政策課 (TEL079-672-6110)	60
香美町	香美町高等学校生徒下宿費補助金交付制度	支給	村岡高等学校までの通学が遠距離等により困難なため、香美町内にある下宿へ入居する生徒のうち、下記の事項にいずれも該当し、かつ、当該高等学校長が認める生徒の保護者 ・村岡高等学校に修学する生徒 ・町内に住民票を有する生徒	香美町教育委員会 教育総務課 (TEL 0796-94-0101) 兵庫県立村岡高等学校 (TEL 0796-94-0201)	61
香美町	香美町高校生バス通学費助成金交付事業	支給	香美町内に居住し高等学校に在籍する生徒の保護者 ・他法令等により支給・補填を受けていない者	香美町 企画課 (TEL 0796-36-1962)	62
新温泉町	兵庫県立浜坂高等学校の生徒に対するバス通学費の支援	支給	浜坂高校に町民バスを利用して通学する生徒のうち、通学定期券を購入する者	新温泉町企画課 (TEL 0796-82-5624) 全但バス株式会社湯村温泉営業所 (TEL 0796-92-0137)	63
丹波篠山市	丹波篠山市ふるさと創生奨学金	貸与 (無利子)	下記の要件を全て満たす者 ・学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学している者 ・本人又はその1親等の直系親族が丹波篠山市に住所を有すること ・経済的理由により修学が困難と認められる者 ・責任を持って返済できる者	丹波篠山市教育委員会事務局 教育総務課 (TEL 079-552-5709)	64
丹波篠山市	高等学校遠距離通学費補助金(遠距離通学補助金)	支給	・丹波篠山市内に住所があり、市内の高等学校(特別支援学校高等部含む)に通学する生徒の保護者 ・市税の滞納がない者 ・片道の通学距離が10Kmを超える場合	丹波篠山市 創造都市課定住促進係 (TEL 079-552-5796)	65

市町名	名 称	貸与・ 支給の別	対 象 者	問い合わせ先	ページ
丹波篠山市	市内高校通学 支援等のため の交通ICカード の交付	支給	丹波篠山市内の中学校3年生及び市内養護学校中 等部3年生	丹波篠山市 創造都市課企画調整係 (TEL 079-552-5106)	66
丹波市	丹波市奨学金 給付事業	支給	次の全ての要件を満たす方 ①丹波市に居住する方 ②高等学校又は高等専門学校に在学する方 ③低所得世帯に属し、経済的な理由によって修学が 困難であり、所得基準を超えない方 ④奨学金の給付が、高等学校修学上の便宜に顕著 な効果が認められる方 ⑤他の奨学金などその他同種の制度による給付を 受けていない方	丹波市教育委員会事務局 教育総務課学事係 (TEL 0795-70-0880)	67
丹波市	丹波市連携型 中高一貫教育 高校バス通学 費補助事業	支給	次の全ての要件を満たす方【月額8,000円を超える場 合】 ①丹波市内の連携型中高一貫教育高校へ通学する 生徒(令和6年3月31日までに在校する者)又はその 保護者で、当該生徒の通学のために路線バスの通 学定期券を購入する者 ②丹波市に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の 本拠を有する者 ③通学定期券を購入するにあたり、当該通学定期券 の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者 ※令和6年4月以降に入学した生徒については、ふ るさと定住促進課が行う「丹波市路線バス通学定期 券購入補助事業」を利用。	丹波市教育委員会事務局 教育総務課学事係 (TEL 0795-70-0880)	68
丹波市	丹波市路線バ ス通学定期券 購入補助事業	支給	次の全ての要件を満たす方【月額10,000円を超える 場合】 ①学校教育法に定める高等学校またはそれに準ず る学校に通学する者又はその保護者で、通学のた めに路線バスの通学定期券を購入するもの ②丹波市に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の 本拠を有する者 ③通学定期券を購入するにあたり、当該通学定期券 の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者	丹波市 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課 公共交通係 (TEL 0795-88-5360)	69
丹波市	丹波市JR加古 川線通学定期 券購入費助成 事業	支給	次の全ての要件を満たす方 ①学校教育法に定める中学校、義務教育学校(後期 課程に限る。)、高等学校、中等教育学校、特別支援 学校(中学部又は高等部に限る。)、大学、高等専門 学校又は専修学校に在籍する者であって、市内に住 所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有する者 ②通学定期券 西日本旅客鉄道株式会社が発行す る通学定期券のうち、その区間にJR加古川線(谷川 駅から西脇市駅までの全部又は一部の区間に限 る。以下同じ。)を含むものであって、学生が使用す るもの	丹波市 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課 公共交通係 (TEL 0795-88-5360)	70
洲本市	洲本市奨学金	支給	下記の要件のいずれにも該当する者 ①本人及びその保護者が市内に住所を有しているこ と。 ②学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教 育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高 等専門学校に在学していること。ただし、高等学校等 に在学している期間が正規の修業年限を超えていな い者に限る。 ③人物及び学力が優秀であり、学校長の推薦があ ること。 ④勉学の意欲がありながら、経済的理由により高等 学校等への修学が困難であること。 ⑤生活保護法の規定による保護を受けている世帯 に属していないこと。	洲本市教育委員会事務局 学校教育課 (TEL 0799-22-6266)	71

市町名	名 称	貸与・ 支給の別	対 象 者	問い合わせ先	ページ
淡路市	淡路市通学者 助成	支給	次の①～③の全てに該当する者 ①島内を発着する公共交通機関を利用して通学していること。 ②助成対象者の属する世帯全員に未納の市税がないこと。 ③他の公的制度による通学費の助成を受けていないこと。	淡路市企画情報部 まちづくり政策課 (TEL 0799-64-2506)	72
淡路市	特定奨学等基金 奨学金事業	支給	下記の要件をすべて満たす者 ①学校教育法に定める高等学校(全日・定時・通信制課程)若しくは高等専門学校又は特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程に在学している者 ②生徒及び保護者(父母)が淡路市に住所を有すること ③保護者(父母)の申請年度の市民税が非課税であること ④生活保護を受給していないこと ⑤納税状況の確認有 ⑥通学助成の対象者は通学に公共交通機関を利用していること (奨学金は高校等の第1学年のみ対象、通学助成費は高校1学年から3学年対象)	淡路市教育委員会事務局 学校教育課 (TEL 0799-64-2519)	73
南あわじ市	南あわじ市通 勤・通学者交通 費助成金	支給	①南あわじ市に居住し、本州又は四国へ定められた交通機関を利用して通勤又は通学する者 ②南あわじ市に居住し、一般路線バスの利用だけでは通学が困難であるため、定められた交通機関を利用して島内の学校へ通学する者	南あわじ市総務企画部 ふるさと創生課 (TEL 0799-43-5205)	74

事業名		尼崎市修学援助金
事業主体		尼崎市教育委員会
事業概要・目的		高等学校等に在学する生徒の保護者で修学させるための教育費にお困りの方又は独立の生計を営む勤労生徒等若しくは児童養護施設入所生徒に対して修学援助金を交付し、尼崎市の教育の発展に寄与することを目的とする。
貸与・支給の別		支 給
対象者		対象学校に在籍している生徒の保護者(勤労生徒等及び児童養護施設入所生徒にあっては、その本人)が市内に居住していること。
対象学校	県内の学校	①学校教育法第1条に規定する高等学校(専攻科及び別科を除く。) ②学校教育法第1条に規定する中等教育学校(後期課程に限り、専攻科及び別科を除く。) ③学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。) ④学校教育法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。) ⑤学校教育法第134条第1項に規定する各種学校(朝鮮高級学校に限る。)
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	(1)全日制課程又は定時制課程に在学している場合 保護者全員の前年分の所得合算額が所得基準額以下であること。 (2)通信制課程又は各種学校(朝鮮高級学校)に在学している場合 次のいずれかに該当する保護者 ①保護者全員の市民税所得割が非課税であること。 ②保護者全員の前年分の所得合計額が所得基準額以下であること。
	保証人	不要
併給禁止等		同じ年度において、生徒の修学に必要な資金に係る給付金で次のいずれかに該当するものの支給の決定又はその給付を受けている場合 ①生活保護法における高等学校等就学費 ②兵庫県高校生等奨学給付金(通信制の課程におけるものを除く。) ③その他市長が指定する給付金
支給額	入学時	なし
	年額	【令和6年度の実績額】 (1)全日制課程又は定時制課程に在学している場合 国公立 60,000円 私立 72,000円 (2)通信制課程に在学している場合 ①所得割非課税世帯...国公立9,500円 私立19,900円 ②所得基準額以下...国公立 60,000円 私立 72,000円 (3)各種学校(朝鮮高級学校)に在学している場合 ①所得割非課税世帯...第1子72,000円 第2子以降138,000円 ②所得基準額以下...72,000円
貸付利息		—
申請時期		7月中(前年度交付対象者) 8月中(新規交付申請者)
申請書類		①尼崎市修学援助金交付申請書 ②在学証明書 ③課税証明書 ④世帯全員分の住民票(又は健康保険証)の写し ⑤修学援助金振込先口座届出書 ⑥口座番号及び口座名義が確認できる通帳の写し ⑦児童養護施設入所生徒の場合は、入所証明書 ⑧その他市長が必要と認める書類
支給時期		
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		尼崎市教育委員会事務局 学事企画課
問い合わせ先		尼崎市教育委員会事務局 学事企画課(TEL 06-4950-5671)
事業担当課・係		尼崎市教育委員会事務局 学事企画課

市 町 名 西 宮 市

事業名		西宮市私立高等学校入学給付金
事業主体		西宮市教育委員会
事業概要・目的		西宮市奨学基金設置条例第1条の理念にのっとり、私立の高等学校に入学を希望する者で、経済的理由により修学困難な者に対して、学資を給付することにより、教育の機会均等を図ることを目的とする。
貸与・支給の別		支 給
対象者		保護者が西宮市内に在住する私立高校入学予定者等（勤労学生等にあつては、本人）
対象学校	県内の学校	①私立高等学校 ②私立中等教育学校後期課程 ③私立特別支援学校高等部 ④私立高等専門学校 ⑤私立専修学校高等課程（大学入学資格付与指定校に限る）
	県外の扱い	保護者（勤労学生等にあつては、本人）が本市に居住していれば、県外の私立高等学校等に入学予定でも対象となる。
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	住民税所得割非課税世帯
	保証人	なし
併給禁止等		なし
支給額	入学時	50,000円
	月 額	なし
貸付利息		—
申請時期		【入学前に募集】毎年度1月下旬から3月末
申請書類		
支給時期		支給決定後、随時
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		西宮市教育委員会
問い合わせ先		西宮市教育委員会 学事課（TEL 0798-35-3817）
事業担当課・係		西宮市教育委員会 学事課 奨学チーム

市 町 名 西 宮 市

事業名		西宮市教育委員会奨学金
事業主体		西宮市教育委員会
事業概要・目的		能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者等に対して、修学上必要な資金を給付することにより、教育の機会均等を図ることを目的とする。
貸与・支給の別		支 給
対象者		保護者が西宮市内に在住する高校生等（勤労学生等にあつては、本人）
対象学校	県内の学校	①高等学校 ②中等教育学校後期課程 ③特別支援学校高等部 ④高等専門学校（1～3学年） ⑤朝鮮高級学校
	県外の扱い	保護者（勤労学生等にあつては、本人）が本市に居住していれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	【令和6年度実績】 4人家族の場合、保護者（両親ともに所得がある場合は合算）の令和5年中の総所得金額が350万円以下。家族に高校・大学等の修学者がいる場合控除額あり。
	保証人	採用時に連帯保証人（保護者）1名
併給禁止等		なし
支給額	入学時	なし
	月 額	【令和6年度実績】 ◆1～3年生 ・生活保護世帯…国公立・私立とも対象外 ・市民税非課税世帯…国公立・私立とも対象外 ・基準所得以下（市民税非課税世帯除く）…国公立 5,500円、私立11,000円
貸付利息		—
申請時期		毎年度6月下旬から7月末。8月以降も随時受付を行うが、採用の場合申請月分からの給付
申請書類		
支給時期		①前期（4～9月分） 10月中旬 ②後期（10～3月分） 3月下旬
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		西宮市教育委員会
問い合わせ先		西宮市教育委員会 学事課（TEL 0798-35-3817）
事業担当課・係		西宮市教育委員会 学事課 奨学チーム

市 町 名 芦 屋 市

事業名		芦屋市奨学金
事業主体		芦屋市教育委員会
事業概要・目的		経済的理由により、修学困難な者に対し、教育の機会均等及び奨励を図るため
貸与・支給の別		支 給
対象者		生計を維持する者が芦屋市内に居住しており、対象学校に在籍する学生(本人)
対象学校	県内の学校	高等学校 中等教育学校後期課程 高等専門学校 特別支援学校の高等部 又はこれに準ずる学校の高等部在学者
	県外の扱い	保護者が芦屋市に居住している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	生計を維持する者と就学中の子及び未成年かつ未就労の子で構成される世帯の総所得額 4人世帯の場合 309万円以下(母子・父子家庭は45万円加算。障害者のいる世帯は78万円加算。)
	保証人	不要
併給禁止等		生活保護を受けている方及び兵庫県の高校生等奨学給付金制度による給付を受けることのできる方(通信制の高校に在学されている方は除く)は併給禁止。
支給額	入学時	なし
	月 額	・生活保護世帯...国公立・私立とも対象外 ・市民税非課税世帯(高校生等奨学給付金制度対象外の学校を除く)...国公立・私立とも対象外 ・所得基準以下(市民税非課税世帯を除く)...国公立5,000円(通信制2,000円) 私立7,000円(通信制3,000円) ・所得基準以下(高校生等奨学給付金制度対象外の学校)...国公立5,000円 私立7,000円
貸付利息		—
申請時期		7月 8月以降は随時(申請日の属する月の翌月分からの給付)
申請書類		
支給時期		・9月(4月～8月分) ・12月(9月～12月分) ・3月(1月～3月分)
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		芦屋市教育委員会 教育部教育統括室管理課
問い合わせ先		芦屋市教育委員会 教育部教育統括室管理課 (TEL 0797-38-2085)
事業担当課・係		芦屋市教育委員会 教育部教育統括室管理課 奨学金担当

市 町 名 伊 丹 市

事業名		伊丹市交通遺児等学業援助資金支給事業
事業主体		伊丹市
事業概要・目的		世帯の生計中心者を交通事故またはこれに準ずる事故により失った高等学校、専修学校、大学等の生徒及び学生が学業に精励できるよう援助資金を支給し、健全育成を図るとともに住民の福祉の向上に寄与する
貸与・支給の別		支 給
対象者		(以下の全ての要件を備えていること) ①生徒または保護者が伊丹市に住所を有している ②世帯の生計中心者を交通事故またはこれに準ずる事故により失った高等学校、専修学校、大学等の生徒及び学生
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、大学 学校教育法第124条に規定する専修学校(一般課程を除く)
	県外の扱い	県内・県外の区分なし
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	なし
	保証人	不要
併給禁止等		休学したときは、休学した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月の前月まで支給を停止する
貸与・支給額	入学時	—
	月 額	高校生・専修学校生 国公立 6,000円 ・ 私立 8,000円 大学生 10,000円
貸付利息		—
申請時期		随時(受付月分から支給)
申請書類		
支給時期		8月、12月、3月
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		伊丹市健康福祉部 生活支援室 こども福祉課
問い合わせ先		伊丹市健康福祉部 生活支援室 こども福祉課(TEL 072-784-8030)
事業担当課・係		伊丹市健康福祉部 生活支援室 こども福祉課

市 町 名 宝 塚 市

事業名		宝塚市ひとり親家庭等大学生等奨学給付金
事業主体		宝塚市教育委員会
事業概要・目的		父若しくは母のいずれかとその子からなるひとり親家庭又は父母ともにいない子の家庭の子で、経済的理由により修学困難な者に対し、修学上必要な資金を給付し、教育の機会均等を図る
貸与・支給の別		支 給
対象者		大学生等(本人)
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する大学(大学院及び通信課程を除く。)、高等専門学校(第4学年及び第5学年)、高等学校専攻科、特別支援学校専攻科若しくは同法第124条に規定する専修学校(専門課程に限る。)
	県外の扱い	本人又は父、母若しくは監護者が、市が定める時点で引き続き1年以上住民票を有している場合は、県外の大学等に在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格を有していたこと又はそれと同等の所得水準。
	保証人	不要
併給禁止等		なし
支給額	入学時	なし
	年 額	200,000円 一人1回限り
貸付利息		—
申請時期		5月予定
申請書類		
支給時期		7月予定
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		宝塚市教育委員会 学事課
問い合わせ先		宝塚市教育委員会 学事課 (TEL 0797-77-2366)
事業担当課・係		宝塚市教育委員会 学事課

市 町 名 三 田 市

事業名		三田市高等学校等入学支援金
事業主体		三田市教育委員会
事業概要・目的		高等学校等入学に伴う費用の一部を支給することにより、経済的理由のため就学が困難であると認められる者の自立と進学を促進を図ることを目的とする。
貸与・支給の別		支給
対象者		高等学校等に在籍している者の保護者で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 高等学校等に入学した月の月末までに市内に住所を有し、現に居住していること (2) 生活保護法に基づく保護を受給していないこと (3) 教育委員会が別に定める基準により入学支援金を支給する必要があると認められること
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校(高等部に限る。)及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。)並びに同法第134条に規定する各種学校のうち、同法第1条に規定する高等学校に準ずる教育課程を実施する学校で教育委員会が特に認める学校
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	不要
併給禁止等		高校生等奨学給付金との併給は不可。
支給額	入学時	63, 200円
	月 額	—
貸付利息		—
申請時期		7月～3月
申請書類		
支給時期		随時(申請のあった月の翌月の末日)
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		三田市教育委員会 教育支援課 学務担当
問い合わせ先		三田市教育委員会 教育支援課 学務担当(TEL 079-559-5136)
事業担当課・係		三田市教育委員会 教育支援課 学務担当

市 町 名 猪 名 川 町

事業名		猪名川町奨学金
事業主体		猪名川町
事業概要・目的		経済的理由により修学困難な者に対して修学上必要な資金を貸与し、教育の機会均等を図り有用な人材の育英に努めるとともに、本町への定住を促進することを目的とする。
貸与・支給の別		貸 与
対象者		次の応募資格に該当する人 (1)経済的事由により、修学が困難な高等学校・高等専門学校・専修学校・短期大学及び大学の入学予定者もしくは在学者で、本人又は保護者が猪名川町に居住する者 (2)町が定める所得基準額以下の世帯
対象学校	県内の学校	(1)学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は法第124条に掲げる専修学校の高等課程 (2)学校教育法第1条に規定する大学、高等専門学校又は法第124条に掲げる専修学校のうち修学年限2年以上の専門課程
	県外の扱い	保護者が猪名川町に居住していれば、県外の学校等に入学予定、在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	奨学生となる親権者の市町村民税所得割額の合計が154,500円以下 多子世帯への基準額加算有
	保証人	貸付決定後に連帯保証人1名
併給禁止等		なし
貸与額	入学時	入学費貸付金:30万円以内の必要額
	月 額	就学費貸付金:年額30万円以内の必要額 通学費貸付金:年額30万円以内の必要額(高校等に限る) 留学費貸付金:1回50万円以内の必要額 ※1奨学生あたり合計貸付上限額120万円
貸付利息		なし
申請時期		1月4日から1月31日までの間
申請書類		
支給時期		2月下旬～3月 (貸付決定後に書類を提出いただき3週間以内に年額を一括で貸付)
返還期間		修学が終了し1年間の猶予期間の後、10年以内に返還
大学等進学時の返還猶予		①学校等に在学する場合 ②疾病、失業その他正当な理由により返還が著しく困難となったとき
申込先		猪名川町教育委員会事務局 教育振興課(TEL 072-766-6000)
問い合わせ先		猪名川町教育委員会事務局 教育振興課(TEL 072-766-6000)
事業担当課・係		猪名川町教育委員会事務局 教育振興課(TEL 072-766-6000)

市 町 名 明 石 市

事業名		明石市給付型奨学金
事業主体		明石市
事業概要・目的		家庭の経済状況や親の意向等により高等学校等への進学を諦めざるを得ないことに対して、奨学金を支給するとともに、進学に向けた学習支援及び進学後の生活支援を行うことにより、その就学に係る精神的及び経済的負担の軽減を図る。
貸与・支給の別		支 給
対象者		①本人又は本人と生計を一にする家族が市内に在住していること ②学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部に進学しようとする人 ③募集年の4月1日時点、満20歳未満の人
対象学校	県内の学校	学校教育法に規定する ①高等学校 ②高等専門学校 ③専修学校高等課程 ④中等教育学校後期課程 ⑤特別支援学校高等部 但し、高卒資格の取れない専修学校、各種学校は対象外
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	収入基準なし
	保証人	なし
併給禁止等		・生活保護制度による高等学校等就学費との調整有り ・里親制度による里親委託費(特別育成費)等との調整有り
支給額	入学時	上限 300,000円
	月 額	10,000円 (※令和7年度募集から5,000円)
貸付利息		—
申請時期		高等学校等進学前の6月頃
申請書類		
支給時期		入学時: 入学金等納期までに支給(2、3月頃) 在学時: 毎月25日 ※4月分のみ、5月に5月分とあわせて支給 ※支給日が土曜日、日曜日、祝日、その他の休日の場合は、その前日の平日
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込・問い合わせ先		明石市こども局子育て支援室こども政策課(TEL078-918-6073)
事業担当課・係		明石市こども局子育て支援室こども政策課

市 町 名 高 砂 市

事業名		高砂市奨学金
事業主体		高砂市
事業概要・目的		経済的理由によって修学困難な人に対して奨学金を支給するものであり、本市の発展に寄与する人材の育成、教育の機会均等を図ることを目的とする。
貸与・支給の別		支 給
対象者		高砂市内に在住する高校生等(本人)
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条の規定に基づく高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部
	県外の扱い	生徒本人が市内に住所を有している場合は県外の高等学校等も対象校とする。
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	生計同一の家族全員(学生以外)の前年中所得の合計額が所得基準額以下の世帯4人世帯で150万5千円以下(R6年度実績)
	保証人	学校長の推薦書が必要
併給禁止等		併用可
支給額	入学時	なし
	月 額	月額8,000円
貸付利息		—
申請時期		毎年度5月中旬から6月上旬(当初申請分)。以降随時受付
申請書類		
支給時期		当初認定された場合4月から7月分を7月末支給、その後は毎月末に支給
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		在学する高等学校長を経て、高砂市教育委員会へ提出
問い合わせ先		高砂市教育委員会 教育部学校教育室学校教育課学事保健係(TEL 079-443-9054)
事業担当課・係		高砂市教育委員会 教育部学校教育室学校教育課学事保健係

市 町 名 三 木 市

事業名		三木市教育委員会奨学金
事業主体		三木市教育委員会
事業概要・目的		経済的な事情により学資の支弁が困難と認められる家庭の生徒に対し、その学資の一部を援助して、教育の振興を図ること。
貸与・支給の別		支 給
対象者		三木市内に在住する高校生等(本人)
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校高等部 ④専修学校高等課程
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	素行が良好で、必要な課程を修めることができる見込みがあると認められる者
	収入基準	同一世帯の総所得金額の合計が3人以下の世帯の場合で235万円以下 " 4人以下の世帯の場合で293万円以下 " 5人以下の世帯の場合で352万円以下 " 6人以下の世帯の場合で407万円以下 (※7人以上の世帯は407万円に1人につき53万円を加算した金額以下) ※2024年度実施分であり、2025年度実施分については未定。
	保証人	—
併給禁止等		なし
支給額	入学時	なし
	月 額	公立 6,000円 私立 12,000円
貸付利息		—
申請時期		5月下旬から6月下旬まで
申請書類		
支給時期		①Ⅰ期(4～9月分) 7月末頃 ②Ⅱ期(10～12月分) 9月末頃 ③Ⅲ期(1～3月分) 12月末頃 ※2024年度実施分であり、2025年度実施分については未定。
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		在学する学校を通じて三木市教育委員会へ
問い合わせ先		三木市教育委員会 教育総務部教育総務課 (TEL 0794-82-2000)
事業担当課・係		三木市教育委員会 教育総務部教育総務課 政策係

市 町 名 加 西 市

事業名		加西市奨学金
事業主体		加西市教育委員会
事業概要・目的		向学心に富み、進学の意欲と能力を有しながら、経済的理由により修学困難な者に対して奨学金を支給し、教育の機会均等をはかることを目的とする。
貸与・支給の別		支 給
対象者		保護者が加西市に住所を有する高校生等
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③特別支援学校の高等部 ④中等教育学校の後期課程
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象
採用要件	学力要件等	学校長の推薦が必要
	収入基準	世帯人数により基準を設けている 例) 同一世帯の総所得金額の合計が4人世帯の場合で249万9千円以下
	保証人	不要
併給禁止等		なし
支給額	入学時	なし
	月 額	6,000円
貸付利息		—
申請時期		毎年度5月中旬頃から下旬頃
申請書類		
支給時期		①Ⅰ期(4～7月分) 8月末 ②Ⅱ期(8～12月分) 12月末 ③Ⅲ期(1～3月分) 3月末
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		加西市教育委員会学校教育課へ
問い合わせ先		加西市教育委員会学校教育課(TEL 0790-42-8772)
事業担当課・係		加西市教育委員会学校教育課

市 町 名 加 東 市

事業名		加東市奨学金給付事業
事業主体		加東市
事業概要・目的		経済的理由等によって就学困難な者に対し、修学上必要な奨学金を支給し、教育の機会均等を図ることを目的とする
貸与・支給の別		支 給
対象者		保護者が加東市に住所を有する高校生等
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校及び高等専門学校
	県外の扱い	学校教育法第1条に規定する高等学校及び高等専門学校
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	生活保護法第12条の規定の適用を受けている者
	保証人	—
併給禁止等		他の制度による奨学金等の給付を受けている場合
支給額	入学時	なし
	月 額	公立高等学校 7,000円 高等専門学校 7,000円 私立高等学校 10,000円
貸付利息		—
申請時期		随時
申請書類		
支給時期		各学期ごと(ただし、必要と認める場合は月ごとに交付することも可)
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		加東市教育委員会 教育振興部 教育総務課へ
問い合わせ先		加東市教育委員会 教育振興部 教育総務課(TEL 0795-43-0540)
事業担当課・係		加東市教育委員会 教育振興部 教育総務課

市 町 名 稲 美 町

事業名		稲美町奨学金給付事業
事業主体		稲美町教育委員会
事業概要・目的		経済的理由により就学困難な生徒に対して経済的な援助を行うことにより、社会に貢献する有為な人材を育成すること
貸与・支給の別		支 給
対象者		稲美町に在住する高校生等
対象学校	県内の学校	・全日・定時・通信制課程高等学校 ・高等専門学校 ・特別支援学校の高等部
	県外の扱い	同上
採用要件	学力要件等	学業成績が優秀で将来性に富む者
	収入基準	世帯内で収入のある方全員の総収入が、4人世帯(両親・高校生・中学生)の場合で680万円以下
	保証人	不要
併給禁止等		県又は他の団体から奨学金その他これに類するものを受け、又はその予約をしていないこと
支給額	入学時	なし
	月 額	9,000円
貸付利息		—
申請時期		中学3年生時(進学する前年度)1月中旬
申請書類		
支給時期		年3回に分けて支給
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		中学3年生時(進学する前年度)に在学する中学校を通じて、稲美町教育委員会へ
問い合わせ先		稲美町教育委員会 教育課 (TEL 079-492-9149)
事業担当課・係		稲美町教育委員会 教育課

市 町 名 播 磨 町

事業名		播磨町奨学金
事業主体		播磨町教育委員会
事業概要・目的		経済的理由により修学が困難な者に対し修学資金の一部を貸し付けて、修学の便宜を与え、社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。
貸与・支給の別		貸 与
対象者		播磨町に在住する高校生等(本人)
採用要件	学力要件等	学校に在学している修学意欲が盛んである者
	収入基準	前年の所得金額が所得基準額に満たない者
	保証人	連帯保証人2名(うち1名は父又は母でも可)
併給禁止等		独立行政法人日本学生支援機構及びその他の団体から奨学金を受けていない者。ただし、下記貸与額に満たない他の奨学金を受ける者については合計額が下記の奨学金の額を超えない範囲で併給を認める。
対象学校	県内の学校	・高等学校 ・高等専門学校 ・特別支援学校の高等部 ・専修学校 ・各種学校 ・大学、短期大学
	県外の扱い	県内と同じ
貸与額	入学時	なし
	月 額	高等学校 国公立 17,000円 私立 29,000円 高等専門学校 国公立 20,000円 私立 31,000円 専修学校 国公立 17,000円 私立 29,000円 各種学校 22,000円 大学・短期大学 30,000円又は50,000円(自由選択)
貸付利息		なし
申請時期		毎年度 6月初旬から中旬
申請書類		
支給時期		貸与月 (初年度 8月、12月) (2年目以降 4月、8月、12月)
返還期間		学校の卒業の翌月から起算して6箇月を経過した月から貸付総額を月賦若しくは半年賦又は年賦で貸付けした年月の2倍の年月間で返還
大学等進学時の返還猶予		願い出により相当の期間奨学金の返還を猶予する。 ①短期大学、大学若しくは大学院に進学したとき ②疾病その他正当な理由によって返還が困難になったとき
申込先		播磨町教育委員会 教育総務課
問い合わせ先		播磨町教育委員会 教育総務課(TEL 079-435-0533)
事業担当課・係		播磨町教育委員会 教育総務課

市 町 名 多 可 町

事業名		多可町ハートフル学業支援金給付事業
事業主体		多可町
事業概要・目的		経済的理由によって修学困難な者に対し、教科用図書の購入等修学上必要な学業支援金を支給し、教育の機会均等を図る。
貸与・支給の別		支 給
対象者		保護者が多可町に在住する高校生等(本人)
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	生活保護世帯又は世帯の総所得額の合計が別に定める認定基準以下の者
	保証人	不要
併給禁止等		なし
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校(1～3年生) ③特別支援学校の高等部
	県外の扱い	県内と同じ
支給額	入学時	なし
	月 額	7,000円
貸付利息		—
申請時期		6月上旬から6月下旬(初回審査分)、以降随時
申請書類		
支給時期		①Ⅰ期(4～8月分) 8月下旬 ②Ⅱ期(9～12月分) 12月下旬 ③Ⅲ期(1～3月分) 3月下旬
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		多可町教育委員会 教育総務課
問い合わせ先		多可町教育委員会 教育総務課(TEL 0795-32-2384)
事業担当課・係		多可町教育委員会 教育総務課

市 町 名 多 可 町

事業名		多可町白川良一高等学校等入学支援金支給事業
事業主体		多可町
事業概要・目的		経済的理由により高等学校等への入学が困難な生徒の保護者に対し、入学に伴う費用の一部を支給することで生徒の進学を図り、自立と自己実現を支援する。
貸与・支給の別		支 給
対象者		高等学校等への入学を予定している生徒の保護者で、高等学校等に入学する年度の前年度の3月1日において、次のすべてに該当する者 (1) 多可町就学援助制度の準要保護の認定要件を満たしている者 (2) 生活保護法に基づく保護を受けていない者 (3) 町内に住所を有し、当該年度の4月1日以降も町内に住所を有することが見込まれる者
採用要件	学力要件等	成績要件なし
	収入基準	多可町就学援助制度の準要保護の認定要件を満たしている。
	保証人	不要
併給禁止等		なし
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、特別支援学校(高等部に限る)及び高等専門学校
	県外の扱い	県内と同じ
支給額	入学時	80,000円 ※特別支援学校への入学予定者は、別に定める。
	月 額	なし
貸付利息		—
申請時期		中学3年生時(進学する前年度)2月上旬～中旬
申請書類		
支給時期		3月初旬～下旬
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		多可町教育委員会 教育総務課
問い合わせ先		多可町教育委員会 教育総務課(TEL 0795-32-2384)
事業担当課・係		多可町教育委員会 教育総務課

市 町 名 多 可 町

事業名		多可町路線バス通学定期券購入補助金
事業主体		多可町
事業概要・目的		路線バスの通学定期券を購入する者に対し購入費用の一部を補助することにより、経済的負担を軽減するとともに通学の利便増進を図り、もって公共交通の利用促進及び維持確保に資する。
貸与・支給の別		支給（補助金はバス事業者に交付）
対象者		①次のいずれかに該当する学校に通学する者又はその保護者で路線バスの通学定期券を購入しようとする者 ア 学校教育法に定める高等学校 イ その他法に定める学校のうち、アに準ずると認められる学校 ②多可町に住所を有し、現に居住し、かつ生活の本拠を有する者
補助対象経費		①補助の対象となる経費は、最も経済的な通常の経路の通学定期券の購入に要した費用のうち、多可町を発着する路線バス運行系統の乗車区間に要する費用とする。 ②①の乗車区間と西脇（アピカ前）バス停から社高校バス停区間を乗り継ぐ通学定期券に限り、補助対象経費とみなす。
補助金の額		乗合バス事業者が定める通学定期券の購入に要した費用から別に定める通学定期券個人負担額を控除した額
対象学校	県内の学校	上記、対象者①に同じ
	県外の扱い	上記、対象者①に同じ
採用要件	学力要件等	—
	収入基準	—
	保証人	—
併給禁止等		通学定期券の購入にあたり当該通学定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていないこと
貸与額	入学時	—
	月 額	—
貸付利息		
申請時期		随時
申請書類		①路線バス通学定期券購入補助金交付申請書兼委任状 ②通学証明書 ③住所を証明する書類
支給時期		随時（通学定期券を購入する際、別に定める通学定期券個人負担額で購入）
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		株式会社ウイング神姫西脇営業所（TEL 0795-22-7374） 多可町 企画秘書課（TEL 0795-32-2381）
問い合わせ先		多可町 企画秘書課（TEL 0795-32-2381）
事業担当課・係		多可町 企画秘書課

市 町 名 多 可 町

事業名		多可高等学校路線バス通学定期券購入補助金
事業主体		多可町
事業概要・目的		多可町外に居住する多可高等学校の生徒が通学に利用する路線バス通学定期券の購入費用の一部を補助することにより、経済的負担を軽減するとともに通学の利便性増進を図り、もって公共交通の利用促進及び多可高等学校の活性化に資する。
貸与・支給の別		支給（補助金はバス事業者に交付）
対象者		多可町住民基本台帳に登録されていない多可高等学校に通学する者又はその保護者
対象学校	県内の学校	兵庫県立多可高等学校
	県外の扱い	—
補助対象経費		補助の対象となる経費は、最も経済的な通常の経路の通学定期券の購入に要した費用のうち、多可町を発着する路線バス運行系統の乗車区間に要する費用
補助金の額		乗合バス事業者が定める通学定期券の購入に要した費用に1/4を乗じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
採用要件	学力要件等	—
	収入基準	—
	保証人	—
併給禁止等		—
貸与額	入学時	—
	月 額	—
貸付利息		
申請時期		随時
申請書類		①路線バス通学定期券購入補助金交付申請書兼委任状 ②通学証明書 ③住所を証明する書類
支給時期		随時（通学定期券を購入する際、券面額から補助金相当額を差し引いた額で購入）
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		株式会社ウイング神姫西脇営業所（TEL 0795-22-7374） 多可町 企画秘書課（TEL 0795-32-2381）
問い合わせ先		多可町 企画秘書課（TEL 0795-32-2381）
事業担当課・係		多可町 企画秘書課

市 町 名 相 生 市

事業名		相生市奨学金事業
事業主体		相生市教育委員会
事業概要・目的		相生市民の子弟のうち、身体、人物ともに良好で修学の意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学することが困難な者に対し、ひとしく高等学校又は高等専門学校で、教育を受ける機会を与えるため、学資の援助を行う。
貸与・支給の別		支 給
対象者		相生市民の子弟である高校生等(本人)
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校又は高等専門学校
	県外の扱い	同上
採用要件	学力要件等	一定の要件あり
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	不要
併給禁止等		兵庫県による『高校生等奨学給付金事業』創設に伴い、当市において重複する奨学金の支給項目を廃止し、進学進級支度金として奨学金を支給する。
支給額	入学時	-
	月 額	進学進級支度金 年額40,000円
貸付利息		—
申請時期		当該年度の前年度3月末頃まで
申請書類		
支給時期		5月末
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		相生市教育委員会管理課企画総務係
問い合わせ先		相生市教育委員会管理課企画総務係(TEL 0791-23-7142)
事業担当課・係		相生市教育委員会管理課企画総務係

市 町 名 た つ の 市

事 業 名		高等学校等入学準備金支給事業
事業主体		たつの市
事業概要・目的		経済的な理由によって高等学校等への入学が困難と認められる生徒の保護者に対し、当該生徒の高等学校等への入学に要する経費の一部として、高等学校等入学準備金を支給することにより、教育を受ける機会を確保することを目的とする。
貸与・支給の別		支給
対象者		経済的な理由によって高等学校等への入学が困難と認められる生徒の保護者（生徒、保護者ともに、たつの市に住所を有し、現に居住している者に限る。）
対象学校	県内の学校	学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、高等専門学校、専修学校（高等課程に限る。）
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	市が別に定める基準（要保護及び準要保護の認定基準）により入学準備金を支給する必要があると認められること。（生活保護法の規定による保護を受けている者は除く。）
	保証人	なし
併給禁止等		なし
支給額	入学時	20,000円
	月 額	—
貸付利息		—
申請時期		生徒が高等学校等に入学する年度の前年度の3月初旬
申請書類		
支給時期		生徒が高等学校等に入学する年度の前年度の3月下旬
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		たつの市教育委員会事務局教育部教育総務課
問い合わせ先		たつの市教育委員会事務局教育部教育総務課（TEL 0791-64-3178）
事業担当課・係		たつの市教育委員会事務局教育部教育総務課庶務係

市 町 名 赤 穂 市

事業名		赤穂市母子世帯等奨学金支給事業
事業主体		赤穂市
事業概要・目的		市内に居住する母子世帯、父子世帯及び父母のない世帯の児童で、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難なものに対して奨学金を支給することにより、母子家庭等の福祉を増進する。
貸与・支給の別		支 給
対象者		赤穂市内に居住する高校生の保護者
対象学校	県内の学校	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校及び専修学校
	県外の扱い	保護者が市内に住所を有している者であれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。(在住主義)
採用要件	学力要件等	一定の要件あり
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	なし
併給禁止等		なし
支給額	入学時	なし
	月 額	9,000円
貸付利息		—
申請時期		6月上旬
申請書類		
支給時期		①7月(4月～ 8月) ②9月(9月～12月) ③1月(1月～ 3月)
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		赤穂市健康福祉部子育て支援課子育て支援係
問い合わせ先		赤穂市健康福祉部子育て支援課子育て支援係(TEL 0791-43-6808)
事業担当課・係		赤穂市健康福祉部子育て支援課子育て支援係

市 町 名 宍 粟 市

事業名		宍粟市小椋・松本奨学金貸与事業
事業主体		宍粟市
事業概要・目的		優秀で向学心を持ちながら、経済的理由により修学が困難な者に対して、修学上必要な学費を貸与して、社会に有為な人材を育成する
貸与・支給の別		貸 与
対象者		次のいずれにも該当する者 ・保護者が宍粟市波賀町の区域(旧波賀町内)に住所を有していること ・学業に優れ、健康上修学に支障なく向学の志を有していること ・経済的理由により修学が困難であること
対象学校	県内の学校	高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程(松本奨学金) 大学・専修学校専門課程(小椋奨学金)
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	申請時に保護者及び連帯保証人1名
併給禁止等		なし
貸与額	入学時	なし
	月 額	月額10,000円以内(松本奨学金) 月額50,000円以内(小椋奨学金)
貸付利息		—
申請時期		毎年度 1月中旬～3月上旬
申請書類		
支給時期		①1期分 5月末(4～7月分) ②2期分 8月末(8～11月分) ③3期分 12月末(12～3月分)
返還期間		貸与期間終了後5年以内に返還、貸与期間終了後1年間据え置くことができる。(松本奨学金) 貸与期間終了後8年以内に返還、貸与期間終了後1年間据え置くことができる。(小椋奨学金) 条件付きの返還免除制度あり。
大学等進学時の返還猶予		進学により在学することになったとき、猶予することができる。
申込先		宍粟市教育委員会事務局 教育総務課
問い合わせ先		宍粟市教育委員会事務局 教育総務課(TEL 0790-63-3121)
事業担当課・係		宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係

市 町 名 宍 粟 市

事業名		宍粟市奨学金支給事業
事業主体		宍粟市
事業概要・目的		向学心を持ちながら、経済的理由により修学が困難な者に対して、修学上必要な学費を給付して、有能な人材を育成する
貸与・支給の別		支 給
対象者		次に掲げる要件を備えている者 ①保護者及びその子弟が宍粟市に住所を有し、かつ居住していること ②向学の志を有していること ③経済的理由により修学が困難であること ④新たに高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校並びに特別支援学校の高等部になる者
対象学校	県内の学校	高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	一定の要件あり
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	なし
併給禁止等		なし
支給額	入学時	支給額 60,000円
	月 額	なし
貸付利息		—
申請時期		毎年度 1月中旬～2月中旬
申請書類		
支給時期		4月上旬
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		宍粟市教育委員会事務局 教育総務課
問い合わせ先		宍粟市教育委員会事務局 教育総務課(TEL 0790-63-3121)
事業担当課・係		宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係

市 町 名 宍 粟 市

事業名		田中登奨学金支給事業
事業主体		宍粟市
事業概要・目的		向学心を持ちながら、経済的理由により修学が困難な者に対して、修学上必要な学費を給付して、有能な人材を育成する
貸与・支給の別		支 給
対象者		次に掲げる要件を備えている者 ①宍粟市立一宮北中学校を卒業していること、または保護者が一宮北中学校の区域に住所を有し居住していること ②向学の志を有していること ③経済的理由により修学が困難であること ④高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校専修学校の高等課程に在学している、または入学を予定していること
対象学校	県内の学校	(1)高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程 (2)大学・専修学校専門課程
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	一定の要件あり
	保証人	なし
併給禁止等		なし
支給額	入学時	なし
	月 額	(1)月額10,000円 (2)月額20,000円(自宅から通学の場合)、月額40,000円(自宅外から通学の場合)
貸付利息		—
申請時期		随時
申請書類		
支給時期		1期分 7月末(4～7月分) 2期分 11月末(8～11月分) 3期分 3月末(12～3月分)
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		宍粟市教育委員会事務局 教育総務課
問い合わせ先		宍粟市教育委員会事務局 教育総務課(TEL 0790-63-3121)
事業担当課・係		宍粟市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係

市 町 名 神 河 町

事業名		神河町遠距離通勤・通学等補助金
事業主体		神河町
事業概要・目的		町内からJR播但線を利用し、遠距離の勤務先へ通勤する者及び遠距離の大学等へ通学する者、またJR播但線の利用者が少ない寺前駅から和田山駅間を利用して勤務先へ通勤する者及び大学等へ通学する者に対し、その定期乗車券購入費用相当額の一部を補助することにより、JR播但線の利用促進及び維持存続を図る。
貸与・支給の別		支 給
対象者		1. JR播但線の新野駅、寺前駅、長谷駅の各駅を基点とし、片道50km以上の遠距離の勤務先へ通勤する者及び遠距離の大学等へ通学する者(町内に住所を有する) 2. JR播但線の利用者が少ない寺前駅から和田山駅間を利用して勤務先へ通勤する者及び大学等へ通学する者(町内に住所を有する)
対象学校	県内の学校	学校教育法(昭和22年3月29日法律第26号)に定める大学院、大学、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校
	県外の扱い	県内と同じ
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		補助対象者及びその同居家族に町税等(税外収入を含む)の滞納がないこと。
支給額	入学時	なし
	月 額	1ヵ月につき5,000円を上限とする。 ただし、1ヵ月当たりの定期乗車券の購入費用が5,000円を下回る場合は、その額を上限とする。
貸付利息		—
申請時期		定期乗車券の有効期限月の月末から1ヵ月前を基本に提出。(概ね4月～9月有効期限は9月末までに、10月から3月有効期限は3月末までに。)
申請書類		
支給時期		随時
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		神河町ひと・まち・みらい課
問い合わせ先		神河町ひと・まち・みらい課(TEL 0790-34-0002)
事業担当課・係		神河町ひと・まち・みらい課

市 町 名 豊 岡 市

事業名		豊岡市奨学金
事業主体		豊岡市
事業概要・目的		豊岡市の将来を担う人材の育成のため
貸与・支給の別		貸 与
対象者		市に住所を有する者の子弟で、学校教育法第1条に規定する高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程)に在学する者。
対象学校	県内の学校	①高等学校 ②特別支援学校(高等部) ③高等専門学校 ④専修学校(高等課程)
	県外の扱い	保護者が市に住所を有する者であれば申請可能
採用要件	学力要件等	学校長の推薦があること。
	収入基準	父母又はこれに代わって家計を支えている人の所得額が基準額以下であること。「兵庫県高等学校教育振興会奨学資金」の基準を準用。
	保証人	貸与決定後に連帯保証人1名
併給禁止等		なし
貸与額	入学時	なし
	月 額	9,900円
貸付利息		なし
申請時期		毎年度4月初旬～下旬
申請書類		
支給時期		第1期 (4. 5. 6月分)・・・4月5日 第2期 (7. 8. 9月分)・・・7月5日 第3期 (10. 11. 12月分)・・・10月5日 第4期 (1. 2. 3月分)・・・1月5日
返還期間		学校卒業6ヵ月経過後から10年間
大学等進学時の返還猶予		大学、大学院又はこれらと同程度の学校に進学した時は、願出により返還を猶予することができる。
申込先		豊岡市教育委員会事務局 教育総務課
問い合わせ先		豊岡市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係(TEL 0796-23-1117)
事業担当課・係		豊岡市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係

市 町 名 豊 岡 市

事業名		豊岡市交通遺児奨学金
事業主体		豊岡市
事業概要・目的		交通事故によって保護者が死亡したり、負傷のため著しい障害があつて働けなくなった家庭の子弟の修学を支援する。
貸与・支給の別		支 給
対象者		主たる生計維持者である保護者が平成17年4月1日以降に発生した交通事故で死亡し、又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった者の子弟のうち、市に住所を有する者の子弟で、学校教育法第1条に規定する高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程)に在学する者。
対象学校	県内の学校	①高等学校 ②特別支援学校(高等部) ③高等専門学校 ④専修学校(高等課程)
	県外の扱い	保護者が市に住所を有する者であれば申請可能
採用要件	学力要件等	学校長の推薦があること。
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		なし
支給額	入学時	なし
	月 額	15,000円
貸付利息		—
申請時期		随時（教育委員会が申請を受理した月から支給開始）
申請書類		
支給時期		第1期（4. 5. 6月分）…4月5日 第2期（7. 8. 9月分）…7月5日 第3期（10. 11. 12月分）…10月5日 第4期（1. 2. 3月分）…1月5日
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		豊岡市教育委員会事務局 教育総務課
問い合わせ先		豊岡市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係(TEL 0796-23-1117)
事業担当課・係		豊岡市教育委員会事務局 教育総務課 教育総務係

市 町 名 豊 岡 市

事業名		豊岡市高校生通学バス定期補助事業
事業主体		豊岡市
事業概要・目的		豊岡市内の高校生が通学に利用するバスの定期券購入に要する費用の一部を補助することにより、高校生の定住及び公共交通利用促進を図る。
貸与・支給の別		支 給
対象者		豊岡市内に居住し、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校で、同法第1条に規定する高等学校(同法第58条第1項に規定する科を除く。)と同等の課程と市長が認める課程に在学する学生を養育する保護者。ただし、学生が成人である場合は学生本人が補助対象者となることもできる。
対象学校	県内の学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校で、同法第1条に規定する高等学校(同法第58条第1項に規定する科を除く。)と同等の課程と市長が認める課程の学校。
	県外の扱い	豊岡市内に居住しているものであれば、県外の高等学校に在学していても対象となる。
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		本補助以外に同様の補助又は応分の給付がある者は補助対象としない。
支給額	入学時	なし
	月 額	1月当たりの通学バス定期券の購入金額が1万5千円を超える場合に、その超える額。
貸付利息		—
申請時期		随時
申請書類		
支給時期		随時
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		豊岡市都市整備課、各振興局
問い合わせ先		豊岡市都市整備課(TEL 0796-23-1712)
事業担当課・係		豊岡市都市整備課 交通政策係

市 町 名 養 父 市

事業名		養父市高校生通学費補助金交付事業
事業主体		養父市
事業概要・目的		養父市に居住し高等学校にバス及び鉄道を利用して通学する生徒の保護者に対し、定期乗車券購入費用の一部を補助することにより、教育における経済的負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成、子育て支援及び定住促進に資することを目的とする。
貸与・支給の別		支 給
対象者		養父市内に在住する生徒の保護者
対象学校	県内の学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校
	県外の扱い	同上
	月 額	定期券購入額から1月当たり15,000円に当該定期券の有効月数を乗じて得た額を控除した額
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		他法令による通学費の支給を受けている場合は補助しない
貸付利息		—
申請時期		通年
申請書類		①養父市高校生通学費補助金交付申請書②養父市高校生通学費補助金交付請求書③使用済み定期券
支給時期		
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		養父市教育委員会 教育課
問い合わせ先		養父市教育委員会 教育課 (TEL 079-664-0282)
事業担当課・係		養父市教育委員会 教育課

市 町 名 朝 来 市

事業名		朝来市高等学校生徒下宿等費用補助金
事業主体		朝来市
事業概要・目的		下宿、アパート等に入居して兵庫県立生野高等学校に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するとともに、高等学校の生徒数の確保を図り、高等学校の発展に寄与することを目的とする。
貸与・支給の別		支給
対象者		自宅から生野高等学校までの通学が遠距離により困難なため、朝来市内にある下宿等に入居して通学する生徒の保護者で、次の全ての要件を満たすもの。 ①生徒の自宅が朝来市及び神河町以外にあり、当該生徒が下宿等から通学することを高等学校長が適当であると認める者であること。 ②下宿等の所有者及び貸主が補助対象者又は補助対象者の配偶者若しくは三親等内の親族ではないこと。 ③生徒が下宿等に単身で入居すること。ただし、同一の下宿等に他の生徒と同居する場合は、当該同居に係る賃貸借契約を個別に締結していること。
対象学校	県内の学校	兵庫県立生野高等学校
	県外の扱い	—
採用要件	学力要件等	—
	収入基準	—
	保証人	—
併給禁止等		—
支給額	入学時	—
	月 額	50,000円（下宿等の賃借料が月額が5万円を超えないときは、当該超えない額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）） ※共益費、食費、光熱水費、生活雑費、修繕その他の居住の維持に関する経費等を除く。
貸付利息		—
申請時期		4月上旬
申請書類		
請求書類		①4～7月分：7月末 ②8～11月分：11月末 ③12～3月分：3月末
支給時期		①4～7月分：8月末 ②8～11月分：12月末 ③12～3月末：4月末
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		朝来市企画総務部総合政策課
問い合わせ先		朝来市企画総務部総合政策課(079-672-6110)
事業担当課・係		総合政策課

市 町 名 香 美 町

事業名		香美町高等学校生徒下宿費補助金交付制度
事業主体		香美町
事業概要・目的		香美町内に設置されている兵庫県立村岡高等学校の存続発展と地域の活性化に資することを目的に、上記の高等学校に在学する生徒のうち、自宅から遠距離等により通学困難な生徒が香美町内に下宿する場合に補助金を交付し、その生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、連携中学校以外の遠方から入学を希望する生徒の増加を図る。
貸与・支給の別		支 給
対象者		村岡高等学校までの通学が遠距離等により困難なため、香美町内にある下宿へ入居する生徒のうち、下記の事項にいずれも該当し、かつ、当該高等学校長が認める生徒の保護者 ・村岡高等学校に修学する生徒 ・町内に住民票を有する生徒
対象学校	県内の学校	村岡高等学校
	県外の扱い	—
採用要件	学力要件等	公共交通機関による通学が困難であること、地域活性化のための教育活動に参画すること、など一定の要件あり。
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		他に実施している下宿費の補助金を受けていないこと。
支給額	入学時	なし
	月 額	下宿代金から食費及び光熱水費を除いた額 ①生徒一人につき月額4万円を上限 ②下宿の貸主が、生徒に対して三親等以内の親族(生徒の祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母)の場合は、生徒一人につき月額2万円を上限
貸付利息		—
申請時期		毎年4月末日。ただし、年度途中に下宿に入居する場合は、その事由発生後30日以内。
申請書類		
請求書類		①補助金請求書 ②下宿代金領収書(写)
支給時期		①4月分から7月分 8月下旬 ②8月分から11月分 12月下旬 ③12月分から翌年3月分 4月下旬
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		在学する高等学校を通じて香美町教育委員会へ
問い合わせ先		香美町教育委員会教育総務課(TEL 0796-94-0101) 兵庫県立村岡高等学校(TEL 0796-94-0201)
事業担当課・係		香美町教育委員会教育総務課

市 町 名 香 美 町

事業名		香美町高校生バス通学費助成金交付事業
事業主体		香美町
事業概要・目的		町内居住バス通学高校生の保護者に対する定期乗車券購入費用の一部助成による子育て世代の負担軽減や公共交通利用促進
貸与・支給の別		支給
対象者		香美町内に居住し高等学校に在籍する生徒の保護者
対象学校	県内の学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校
	県外の扱い	—
	月 額	【町内高校在籍】月額負担15,000円を超えた部分を助成 ＜定期券購入額－（15,000円×定期券有効月数）＞ 【町外高校在籍】月額負担25,000円を超えた部分を助成 ＜定期券購入額－（25,000円×定期券有効月数）＞
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		他法令等により支給・補填を受けている者を除く
貸付利息		—
申請時期		有効期間満了後（使用後）1か月以内（3月分は4月10日まで）
申請書類		交付申請書兼請求書、使用済定期券（写し可）
支給時期		
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		香美町企画課、各地域局
問い合わせ先		香美町企画課（0796-36-1962）
事業担当課・係		香美町企画課

市 町 名 新温泉町

事業名		兵庫県立浜坂高等学校の生徒に対するバス通学費の支援
事業主体		新温泉町
事業概要・目的		町内唯一の高等学校である浜坂高校に町民バスで通学する生徒に対し、通学定期券運賃の負担割合を1/4にする支援を行い、浜坂高校進学希望者の増加を図る。
貸与・支給の別		支給
対象者		浜坂高校に通学する生徒
対象学校	県内の学校	兵庫県立浜坂高等学校
	県外の扱い	—
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		なし
貸付利息		—
申請時期		随時
申請書類		①通学定期券申込書 ②学生証、在学証明書等
支給時期		随時
返還期間		
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		全但バス株式会社 湯村温泉営業所
問い合わせ先		新温泉町 企画課(TEL 0796-82-5624) 全但バス株式会社 湯村温泉営業所(TEL 0796-92-0137)
事業担当課・係		新温泉町 企画課 企画政策係

市 町 名 丹 波 篠 山 市

事業名		丹波篠山市ふるさと創生奨学金
事業主体		丹波篠山市教育委員会事務局
事業概要・目的		向学心に燃え、ふるさとに誇りをもち、地域社会に貢献できる人材を育成するため、進学を希望するにもかかわらず経済的理由等により修学が困難な生徒に対し、丹波篠山市ふるさと創生奨学金を貸与する
貸与・支給の別		貸 与
対象者		①本人又はその1親等の直系親族が丹波篠山市に住所を有すること ②経済的理由により修学が困難と認められる者 ③責任を持って返済できる者
対象学校	県内の学校	学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校又は各種学校
	県外の扱い	市内に本人又はその1親等の直系親族が住民票を有している者であれば、県外の高等学校等に在籍していても対象
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	世帯全員の前年所得等を調査(世帯全員の収入の総額が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例に基づいた表の年額のおおむね1.7倍以下である世帯)
	保証人	貸与決定後に保証人2名
併給禁止等		なし
貸与額	入学時	なし
	月 額	公立 10,000円 私立 20,000円
貸付利息		-
申請時期		中学3年時の予約募集(毎年7月～9月、11月)、高校生を対象とした募集(毎年5月～12月の間で随時)
申請書類		
支給時期		年3回(7月、10月、1月)
返還期間		高等学校卒業後10年以内に返還
大学等進学時の返還猶予		①大学等に在学した場合 ②疾病その他特別な事由により返済が著しく困難であると市長が認めた場合
申込先		丹波篠山市教育委員会事務局教育総務課
問い合わせ先		丹波篠山市教育委員会事務局教育総務課(TEL 079-552-5709)
事業担当課・係		丹波篠山市教育委員会事務局教育総務課

市 町 名 丹 波 篠 山 市

事 業 名		高等学校遠距離通学費補助金(遠距離通学補助金)
事業主体		丹波篠山市
事業概要・目的		市内の高等学校に在学する生徒の遠距離通学に要する経費の一部を補助することにより、市内高校の振興及び定住促進を進めるため
貸与・支給の別		支 給
対象者		①丹波篠山市内に住所があり、市内の高等学校に通学する生徒の保護者 ②市税を滞納していない者 ③片道の通学距離が10kmを超えるもの
対象学校	県内の学校	高等学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める市内の高等学校
	県外の扱い	—
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		なし
支給額	入学時	なし
	年 額	【在学期間中1回に限る】 10km以上は、25,000円 15km以上は、50,000円 20km以上は、100,000円 上記通学距離にかかわらず、通学困難な箇所(峠)がある地域(後川、西紀北、今田)は一律100,000円
貸付利息		—
申請時期		5月
申請書類		
支給時期		6月
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		丹波篠山市 創造都市課 定住促進係
問い合わせ先		丹波篠山市 創造都市課 定住促進係 (TEL 079-552-5796)
事業担当課・係		創造都市課 定住促進係

市 町 名 丹 波 篠 山 市

事業名		市内高校通学支援等のための交通ICカードの交付
事業主体		丹波篠山市
事業概要・目的		市内の中学3年生および養護学校中等部3年生に対して交通系ICカードNicoPaカードを配布し、バスの利用促進および市内高校への通学を支援。 ※ウイング神姫の運行する路線バスおよびコミバスにおいてNicoPaカードを利用すると、乗車と降車がどちらも市内の場合、最大運賃200円で乗車可能となる。
貸与・支給の別		支 給
対象者		丹波篠山市内の中学校3年生及び市内養護学校中等部3年生
対象学校	県内の学校	高等学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める市内の高等学校
	県外の扱い	—
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		すでにICカードを所有している生徒に対しては、ICカードへのチャージ券を配布
支給額	入学時	なし
	月 額	申請者に対し、2,200円がチャージされたNicoPaカードを1人1枚配布 ※配布は申請時1回のみ
貸付利息		—
申請時期		5月
申請書類		
支給時期		7月
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		丹波篠山市 創造都市課 企画調整係
問い合わせ先		丹波篠山市 創造都市課 企画調整係 (TEL 079-552-5106)
事業担当課・係		創造都市課 企画調整係

市 町 名 丹 波 市

事業名		丹波市奨学金給付事業
事業主体		丹波市
事業概要・目的		学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由等により修学困難な者に対し、等しく高等教育を受ける機会を与え、将来社会に貢献し得る人材を育成する。
貸与・支給の別		支 給
対象者		次の全ての要件を満たす方 ①丹波市に居住する方 ②高等学校又は高等専門学校に在学する方 ③低所得世帯に属し、経済的な理由によって修学が困難であり、所得基準を超えない方 ④奨学金の給付が、高等学校修学上の便宜に顕著な効果が認められる方 ⑤他の奨学金などその他同種の制度による給付を受けていない方
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校
	県外の扱い	高校生等(本人)が丹波市に居住しているものであれば、県外の高等学校等に在学していても対象となる。(居住要件)
採用要件	学力要件等	奨学金の給付がその者の高等学校修学上の便宜に顕著な効果が認められる者
	収入基準	2人世帯:世帯の合計所得額2,145,000円以下、3人世帯:世帯の合計所得額2,746,000円以下、4人世帯:世帯の合計所得額3,098,000円以下、5人世帯:世帯の合計所得額3,364,000円以下、5人以上1人増えるごとに3,364,000円に443,000円×追加人数を加算した所得額以下)
	保証人	⑤他の奨学金などその他同種の制度による給付を受けていない方
併給禁止等		他の奨学金その他同種の制度による給付を受けている場合(貸付は除く)
支給額	入学時	なし
	月 額	公立・私立 6,000円
貸付利息		—
申請時期		毎年度6月末まで
申請書類		
支給時期		①第1期 4月から7月まで 8月支給 ②第2期 8月から12月まで 1月支給 ③第3期 1月から3月まで 3月支給
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		丹波市教育委員会事務局まで(市役所、各支所窓口、在学校経由含む)
問い合わせ先		丹波市教育委員会事務局 教育総務課 学事係(TEL 0795-70-0880)
事業担当課・係		丹波市教育委員会事務局 教育総務課 学事係

市 町 名 丹 波 市

事業名		丹波市連携型中高一貫教育高校バス通学費補助事業
事業主体		丹波市教育委員会
事業概要・目的		丹波市連携型中高一貫教育高校に在籍する生徒又はその保護者に対し、丹波市内の路線バスの通学定期券の購入費用の一部を補助することにより連携型中高一貫教育の推進に寄与する。
貸与・支給の別		支 給
対象者		次の①～③の全てに該当する者 ①市内の一貫教育高校へ通学する生徒(令和6年3月31日までに在籍する者)又はその保護者で、当該生徒の通学のために路線バスの通学定期券を購入する者 ②丹波市に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有する者 ③通学定期券を購入するにあたり、当該通学定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者 ※令和6年4月以降に入学する生徒については、ふるさと定住促進課が行う「丹波市路線バス通学定期券購入補助事業」を利用。 令和6年度4月1日から ・「丹波市連携型中高一貫教育高校バス通学定期券購入補助制度」 →現在在学している生徒(令和7年度は3年生のみ) ・「丹波市路線バス通学定期券購入補助制度」 →令和6年4月以降に入学する生徒
対象学校	県内の学校	
	県外の扱い	—
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		当該通学定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者
支給額	入学時	—
	月 額	路線バスの1年通学定期券の定価の1月あたりの額から8,000円を控除した額に定期券購入月数を乗じた額(ただし、定期券の購入月数は12か月を限度とする)
貸付利息		—
申請時期		定期券購入時又は定期券購入後随時
申請書類		
支給時期		定期券購入時又は定期券購入後随時
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		株式会社ウイング神姫 篠山営業所、株式会社関西旅行社(取次店)
問い合わせ先		丹波市教育委員会事務局 教育総務課 学事係(TEL 0795-70-0880)
事業担当課・係		丹波市教育委員会事務局 教育総務課 学事係

市 町 名 丹 波 市

事業名		丹波市路線バス通学定期券購入補助事業
事業主体		丹波市
事業概要・目的		路線バスの利用増進及び高等学校等へ通学する高校生等の保護者の経済的負担の軽減を図るため、丹波市内の路線バスの通学定期券を購入する高校生の保護者に対して、購入費用の一部を補助する。
貸与・支給の別		支 給
対象者		次の全ての要件を満たす方【月額10,000円を超える場合】 ①学校教育法に定める高等学校またはそれに準ずる学校に通学する者又はその保護者で、通学のために路線バスの通学定期券を購入するもの ②丹波市に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有する者 ③通学定期券を購入するにあたり、当該通学定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者
対象学校	県内の学校	学校教育法に定める高等学校 その他法に定める学校のうち、学校教育法に定める高等学校に準ずると認められる学校
	県外の扱い	学校教育法に定める高等学校 その他法に定める学校のうち、学校教育法に定める高等学校に準ずると認められる学校
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		当該通学定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者
支給額	入学時	—
	月 額	路線バスの1年通学定期券の定価の1月あたりの額から10,000円を控除した額に定期券購入月数を乗じた額（ただし、定期券の購入月数は12か月を限度とする）
貸付利息		—
申請時期		定期券購入時又は定期券購入後随時
申請書類		
支給時期		定期券購入時又は定期券購入後随時
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		株式会社ウイング神姫 篠山営業所、株式会社関西旅行社（取次店）
問い合わせ先		丹波市役所 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課 公共交通係（TEL 0795-88-5360）
事業担当課・係		丹波市役所 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課 公共交通係

市 町 名 丹 波 市

事業名		丹波市JR加古川線通学定期券購入費助成事業
事業主体		丹波市
事業概要・目的		JR加古川線の利用増進を図るため、JR加古川線通学定期券を購入する者に対し購入費用の一部を助成する
貸与・支給の別		支 給
対象者		次の全ての要件を満たす方 ①学校教育法に定める中学校、義務教育学校(後期課程に限る。)、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部又は高等部に限る。)、大学、高等専門学校又は専修学校に在籍する者であつて、市内に住所を有し、現に居住し、かつ、生活の本拠を有する者 ②通学定期券 西日本旅客鉄道株式会社が発行する通学定期券のうち、その区間にJR加古川線(谷川駅から西脇市駅までの全部又は一部の区間に限る。以下同じ。)を含むものであって、学生が使用するもの
対象学校	県内の学校	学校教育法に定める高等学校 その他法に定める学校のうち、学校教育法に定める高等学校に準ずると認められる学校
	県外の扱い	学校教育法に定める高等学校 その他法に定める学校のうち、学校教育法に定める高等学校に準ずると認められる学校
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		当該通学定期券の購入費用を対象とする他の補助を受けていない者
支給額	入学時	—
	月 額	助成対象経費の2分の1とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
貸付利息		—
申請時期		定期券購入後随時
申請書類		
支給時期		定期券購入後随時
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		丹波市役所 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課 公共交通係(TEL 0795-88-5360)
問い合わせ先		丹波市役所 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課 公共交通係(TEL 0795-88-5360)
事業担当課・係		丹波市役所 ふるさと創造部 ふるさと定住促進課 公共交通係

市 町 名 洲 本 市

事業名		洲本市奨学金
事業主体		洲本市教育委員会
事業概要・目的		意欲及び能力を有するにもかかわらず経済的な理由によって修学が困難な者に対し、修学に必要な資金を支給する。
貸与・支給の別		支 給
対象者		①本人及びその保護者が市内に住所を有していること。 ②高等学校等に在学していること。 ③人物及び学力が優秀であり、学校長の推薦があること。 ④生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属していないこと。
対象学校	県内の学校	学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学していること。ただし、高等学校等に在学している期間が正規の修業年限を超えていない者に限る。
	県外の扱い	同上
採用要件	学力要件等	人物及び学力が優秀であり、在学する学校長の推薦があること。
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		なし
支給額	入学時	なし
	月 額	10,000円
貸付利息		—
申請時期		8月初旬から9月初旬
申請書類		
支給時期		学期ごとに分割
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		洲本市教育委員会 学校教育課
問い合わせ先		洲本市教育委員会 学校教育課 (TEL 0799-22-6266)
事業担当課・係		洲本市教育委員会 学校教育課

市 町 名 淡 路 市

事業名		淡路市通学者助成
事業主体		淡路市
事業概要・目的		島内を発着する公共交通機関を利用して通学している生徒に対し、通学費の全部又は一部を助成する。
貸与・支給の別		支 給
対象者		次の①～③の全てに該当する者 ①島内を発着する公共交通機関を利用して通学していること。 ②助成対象者の属する世帯全員に未納の市税がないこと。 ③他の公的制度による通学費の助成を受けていないこと。
対象学校	県内の学校	高等学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める高等学校
	県外の扱い	上記と同様
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		他の公的制度による通学費の助成を受けていないこと。
支給額	入学時	なし
	月 額	①市内の高校へ通う学生:あわ神あわ姫バスの定期代(全額) ②市外の高校へ通う学生:あわ神あわ姫バスの定期代(全額)＋市内を発着する公共交通機関の運賃の1/3(上限6.5万円)
貸付利息		—
申請時期		1月～3月
申請書類		
支給時期		5月
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		各事務所
問い合わせ先		淡路市 企画情報部 まちづくり政策課 (TEL 0799-64-2506)
事業担当課・係		淡路市 企画情報部 まちづくり政策課

市 町 名 淡 路 市

事業名		特定奨学等基金奨学金事業
事業主体		淡路市教育委員会
事業概要・目的		高校就学意欲が強いにもかかわらず、経済的理由により高校等に修学困難と認められる高校等に通う生徒に対し、入学準備等に係る費用及び通学費を支給する。 県との併給可。
貸与・支給の別		支 給
対象者		生徒及び保護者が淡路市に住所を有する者 ・奨学金 高校等の第1学年 ・通学助成 高校等の第1学年～第3学年
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③盲・聾・養護学校(現特別支援学校)の高等部 ④専修学校高等課程
	県外の扱い	上記と同様(ただし、生徒及び保護者が淡路市に住所を有すること)
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	保護者(父母)の申請年度の市民税が非課税であること。納税状況の確認有
	保証人	なし
併給禁止等		生活保護受給世帯は支給不可
支給額	入学時	奨学金 一人につき10万円を一括支給
	月 額	通学助成 公共交通機関を利用した通学費用に対して一人上限6.5万円を支給。
貸付利息		—
申請時期		・奨学金 6月1日～6月30日 ・通学助成 ①7月1月～7月31日 ②2月1日～2月28日
申請書類		
支給時期		・奨学金 7月下旬 ・通学助成 ①8月下旬 ②3月下旬
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		淡路市教育委員会 学校教育課
問い合わせ先		淡路市教育委員会 学校教育課 (TEL 0799-64-2519)
事業担当課・係		淡路市教育委員会 学校教育課

市 町 名 南 あ わ じ 市

事業名		南あわじ市通勤・通学者交通費助成金
事業主体		南あわじ市総務企画部ふるさと創生課
事業概要・目的		高速バス等の利用による居住地からの通勤又は通学を奨励するため、その費用の一部を助成することにより、定住人口の増加を図り、市の活性化を推進することを目的とする
貸与・支給の別		支 給
対象者		(1)南あわじ市に居住し、本州又は四国へ高速バス又は船舶を利用して通勤又は通学する者 (2)南あわじ市に居住し、一般路線バスの利用だけでは通学が困難であるため、高速バスを利用して島内の学校へ通学する者
対象学校	県内の学校	①全日・定時・通信制課程高等学校 ②高等専門学校 ③盲・聾・養護学校（現特別支援学校）の高等部 ④専修学校高等課程
	県外の扱い	通学者が南あわじ市に居住し、県外の学校等に在学していても対象となる
採用要件	学力要件等	なし
	収入基準	なし
	保証人	なし
併給禁止等		なし
支給額	入学時	なし
	月 額	・高速バスのバス停から高速舞子又は高速鳴門又は高速鳴門バス停までの区間 通学（島内）：20％ 通学（島外）：30％ ・船舶利用の区間 通学：30％ ※助成率は、対象区間の定期券購入額又は同相当額に対して
貸付利息		—
申請時期		定期券購入後速やかに（概ね1か月以内）
申請書類		
支給時期		申請日の翌月
返還期間		—
大学等進学時の返還猶予		—
申込先		南あわじ市総務企画部ふるさと創生課
問い合わせ先		南あわじ市総務企画部ふるさと創生課（TEL 0799-43-5205）
事業担当課・係		南あわじ市総務企画部ふるさと創生課 人口減少対策係（TEL 0799-43-5205）